

第20期 第9回町田市立図書館協議会配布資料一覧

- 【資料0】 第20期第9回町田市立図書館協議会次第
- 【資料1-1】 若者の図書館利用促進（審議まとめ）
- 【資料1-2】 図書館での机のついた座席の利用と自習についてのアンケート結果について
- 【資料2-1】 第五次町田市子ども読書活動推進計画（案）市民意見募集実施結果
- 【資料2-2】 第五次町田市子ども読書活動推進計画案
- 【資料2-3】 第五次町田市子ども読書活動推進計画概要版
- 【資料3-1】 第4期図書館評価について
- 【資料3-2（参考資料）】 2023年度事業別行政評価シート_さるびあ図書館事業
- 【資料4】 図書館からの報告事項
- 【資料5】 POP コンテスト2024 図書館協議会賞用の投票について
- 【資料6】 休館明けの変更点のお知らせ

第20期 第9回町田市立図書館協議会次第

■日 時：2025年2月7日（金） 14：00～16：00

■場 所：町田市立中央図書館 6階中集会室

■次 第：

- 1 若者の図書館利用促進について【資料1-1、1-2】
 - (1) 審議のまとめ
 - (2) アンケートの結果報告
- 2 第五次町田市子ども読書活動推進計画について【資料2-1～2-3】
- 3 図書館評価について【資料3-1、3-2】
- 4 図書館からの報告事項【資料4、5、6】
- 5 その他

若者の図書館利用促進について

(第 20 期町田市図書館協議会 審議のまとめ)

1. 審議の経緯

第 20 期の図書館協議会では、図書館より以下の問題提起を受けて、若者の図書館利用促進策について審議を行った。

問題提起：子ども・若者の利用は近年の図書館では大きな課題となっています。そもそも子どもの人口減少や、若者の不読率の上昇など、若者の読書状況は大きく変化しています。今後長く図書館を利用する世代の人に、図書館に来てもらう、図書館を知ってもらう、ということが大切になります。(第 20 期 第 1 回町田市立図書館協議会資料)

2. 図書館の取組

検討に際して、図書館より、若者の資料貸出数は減少傾向にあり登録者数自体も中学生世代から減少すること、「わいわいキャレル」等の現状の取組の説明を受けた。他に、以下のような取組と課題の説明があった。

(1) 自習について

- ・自習とは、図書館資料を利用せずに自分が持ち込んだ問題集等で勉強すること
- ・現状、館内の座席での自習は原則として禁止している。例外として読書室がある図書館では自習が可能としている
- ・課題として、学習できる場所を求めている若者は一定数存在すること、閲覧か自習かの判断が難しいこと、座席の増設要望があっても空スペースがなく増設は困難であること、座席の設置状況は各館の規模や空きスペースによって異なること、等が挙げられた

→ 現状のルールおよび運用のあり方について検討が必要

(2) イベントについて

- ・以下のような、イベントや取組を実施している。町田創造プロジェクトとのコラ

ボ、ボードゲーム、まちクエ（資料を探しながら謎解き・回遊）、POP コンテスト、1日図書館員、等

→ 参加者が少ないものもあり活性化が必要

（3）居場所の提供について

・「わいわいキャレル」のようなグループ学習のためのスペースの提供

→ 若者の居場所についてどう考えるべきか

3. 具体的取組

第20期図書館協議会では、上記の取組を踏まえて協議を行った。協議では、以下のさまざまな意見や提案が出された。ここでは、提起されたものを列挙した。内容的に矛盾しているものもあるが、併記している。

（1）基本的取組

○ ニーズ把握

- ・若者が実際に図書館に何を期待しているか、ニーズは意外に聞いてみないと分からない
- ・来館／非来館などさまざまな機会を通じて若者にアンケートやグループインタビューをしてニーズを尋ねてみる（ex. 都立図書館）
- ・その他、わいわいキャレル等のスペースにQRコードを掲示しニーズを尋ねてみる

○ 大人の読書

- ・若者にだけ読書をするように言っても限界がある
- ・大人を含めた市民全体が本を読むようになることが大切
- ・他市の読書活動推進計画の中には、大人も対象者に入れているものがある（ex. 多摩市）

（2）情報発信

○ 適切な情報発信

- ・SNS（TikTok、インスタグラム、X等）のさらなる活用
- ・広報媒体に適した形で情報発信を行う
- ・形式的な情報発信だけではなく図書館職員の生の声が聞こえるものが期待される

(ex. 海外の図書館 HP)

(3) 読書

○ SNS 等を通じた読書に関わる情報発信

- ・若者に人気のある文学系 YouTuber や TikToker などによる紹介資料を展示
- ・TikToker などによるイベント開催など（第四次町田市子ども読書活動推進計画「文学館イベント・講座」で関連事業を実施）

○ 読書の定義の拡張

- ・「読書」を紙の図書を読むこと以外に、デジタルメディアも含めた広い意味として捉え直すことも考えられる
- ・学校教育で行われている探究学習や情報活用能力育成なども視野に入れることが考えられる

○ デジタルデトックス

- ・SNS, スマホ, パソコンなどに疲労感を覚える若者もいる。紙の図書の良さを積極的にアピールすることで、そうした若者に訴求するかもしれない

(4) 若者の居場所

○ 他機関との役割分担

- ・若者の居場所をつくることは重要だが全てを図書館が担うことはできない
- ・施設自体をすぐに改修できるわけでもない
- ・したがって他施設とうまく提携していく必要がある (cf. 公民館・学校)
- ・複合施設などで居場所機能がある場合、図書館の開館に合わせて開放する
- ・使用されていない会議室などの開放も考えられる (cf. アクションプラン)

○ 大学図書館などとの連携

- ・他施設の中でも自習などの面では大学図書館の開放は期待される (ex. 和光大学の図書館は市民に開放)
- ・大学側でも市民開放が求められるようになっている
- ・市民への開放に向けては町田市からの積極的な働きかけが必要

○ 滞在可能な時間

- ・図書館は親が安心して行かせることのできる場所

- ・夕方以降，ある程度の時間まで滞在できるようにしてはどうか（20時まで等）

○ 図書館部（サークル）

- ・若者による通年のサークルを作ること，若者の図書館利用のあり方を変えるきっかけにできるのではないか
- ・図書館を中心とした文化的なサークルみたいなもの
- ・部活動の地域移行等の問題も出てきている

（5）座席の利用方法

以下は，座席利用に関わるさまざまなアイデアである。

○ 若者向けのスペースの設置

- ・「わいわいキャレル」等，音を出せるスペース・時間を現状より拡大

○ 使用方法・時間の告知

- ・時間的なゾーニングを行う場合は事前に十分な告知が必要
- ・具体的にはウェブページなどで利用可能時間を告知
- ・自治体によっては座席の空席情報を随時 X で発信（ex. 浦安市）

<<以下は自習による座席利用に対する様々な意見>>

○ 優先順位の明確化

- ・自習と図書館資料利用の優先順位を明確化
- ・自習している人は図書館資料利用者に席を譲るといったルールを設ける

○ 利用条件としての図書借用

- ・席利用の前提として図書を借用する，図書を読む，ことを前提としてはどうか

○ 座席使用方法の類型化

- ・座席を図書館資料専用席，図書館資料優先席，自習も可などに分類することも考えられる
- ・それを試験的に運用して利用状況やニーズ等を調査

○ データ取得と試験的实施

- ・実際にどういう座席の使い方をしているのかを年齢層，行動という観点からデータ

を取得

- ・それを踏まえて方針を立て試験的に実施する

(6) 施設・設備

○ ゾーニングという考え方

- ・若者がグループで気兼ねなく利用できる空間的なゾーニングが必要
- ・音が遮断されるスペースがあるとよい（グループ学習室等）
- ・空間的ゾーニング以外に時間的ゾーニングも考えられる

○ デジタル環境

- ・デジタルネイティブな若者向けに ICT 環境整備（電源・Wi-Fi 環境）が必要
- ・ICT 機器（キータッチ）の音などが気にならない環境も必要

○ リラックスできるスペース

- ・若者が来館したくなる場所作り，若者を歓迎する雰囲気作りが必要
- ・くつろぐことのできるスペースを作る
- ・ラウンジ的なスペースをつくると自然と若者が集まってくる可能性

○ 創造の場

- ・メーカースペースなどの整備（ex. 浦安市）
- ・映像編集，SNS コンテンツ制作のための講座を開催
- ・作家になろう，といった創作教室等の開催

(7) 不登校生徒への支援

○ 不登校児童生徒の居場所

- ・子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（令和5年3月）は図書館の教育・学習資源の有効活用の観点から「長期休業期間中の児童生徒（中略）の自宅学習などを効果的に行えるようにする取組等を，国も積極的に促す」としている
- ・社会教育の一機関である図書館においても学校や教育委員会所管部署と連携した取組を実施する可能性
- ・平日の日中に来館する児童生徒への対応マニュアルの整備が必要
- ・より進んだ取組として図書館に来館することを登校と認める等の取扱い
- ・取組を行う場合，生徒を喜んで迎えることを示すために「ここにおいでよ」といった呼びかけを行う（キャンペーンを実施等も）

○ 受入れ体制の整備

- ・教科書をはじめとした学習教材をそろえる（例えば百科事典などのデジタルコンテンツ等）
- ・アメリカではホームスクール制度があり家庭教育支援のためのプログラム実施，資料設置をしている

○ 切れ目ない読書環境整備

- ・物理的な図書館にアクセスできない場合でも電子書籍など，読書環境を整備
- ・フリースクールなどに対して団体貸出をしたり宅配などで図書を届けることも考えられる

(8) 若者向け資料

○ 学習参考書コーナー

- ・収集方針では学習参考書，受験参考書及び資格試験問題集等は収集対象外の資料として設定されている。理由は個人が長期間，記入等をして使用するためと考えられる
- ・将来的には，収集しコーナーを設けることも考えられる（ex. 熊本県山鹿市）

○ コミック

- ・「町田市立図書館資料収集方針」によれば，コミックについてそれぞれの利用者に相応しいものの収集や，各時代の代表的なもの，評価の定まったもの，資料的な価値があるものを中心に収集することが定められている。
- ・現在 10,000 点ほど収集

○ キャリア教育関連資料の充実

- ・中等教育においてキャリア教育が展開されるようになっている
- ・若者が将来を考える上で有益な働き方，職業選択，進路選択，留学，各種資格などの資料を整備
- ・図書館によってはキャリアデザインコーナーを設置（ex. 都立図書館）

(9) イベント・講座

○ 若者向け映画会

- ・若者の図書館への期待として映画会は上位に挙げられてきた（cf. 町田市立図書館あり方見直し方針アンケート）

- ・ これまでも青少年 Y シネマとして取り組まれてきた（但し利用者は少ない）
- ・ 若者のニーズを踏まえたタイトル選びが重要

○ 翻作・ビブリオバトル・アニメーション

- ・ 読書を通じたコミュニケーションという観点から、翻作、ビブリオバトル、読書へのアニメーションなどの取組が考えられる
- ・ 翻作とは、何らかの原作をもとにして表現を行う取組（千葉大名誉教授の首藤久義氏が提唱）。自然と若者が熱心に読書をするように。
- ・ ビブリオバトルはこれまで市内の中学校などで取り組まれてきた（全国大会もあり）

○ 推し活

- ・ 若者の中では、自分の応援するアイドルやキャラクターなどを応援することを「推し活」と呼ぶ文化が発展してきた
- ・ こうした「推し活」は図書、音楽、映画など図書館のコンテンツにも広げられる可能性がある
- ・ 図書館側で、コメントシート、イラスト、ポップなどを用意し、若者による推し活を支援することが考えられる
- ・ 以前より、ひとこと POP コンテストを実施してきたが、それをさらに発展させる

○ ゲームを用いた取組

- ・ これまでも図書館では謎解きゲームである「まちクエ～図書館から脱出～」に取り組んできた。2022 年度にはボードゲームも実施してきた
- ・ 北欧などでは、図書館内でゲーム大会を開催したりビデオゲームの貸出を行っている。貧富の格差なしにゲームを楽しめるようにすることなどが目的
- ・ 若者を図書館に呼び寄せるといった観点からも実施されている
- ・ 2024 年の図書館総合展(2024)では「図書館にビデオゲームを置くとどうなる？」が開催され関心が高まっている

○ 多文化サービスの観点からの学習支援

- ・ 海外などでは宿題支援や日本語学習を支援（ex. 東大和市立図書館）
- ・ 多文化共生社会実現の観点からも重要
- ・ 図書館は比較的敷居が低く資料もそろっている
- ・ 日本語学習については国際交流協会などと連携

図書館での机のついた座席の利用と自習についてのアンケート結果について

1 調査の目的

本調査は、今後の図書館における座席活用検討の基礎資料とすることを目的に、座席の利用実態や自習についての考えなどを把握するため、若者を中心とした来館者とわいわいキャレル利用者に対して行いました。

2 調査対象・実施館

中央図書館・さるびあ図書館・金森図書館・忠生図書館の来館者^{※1}。中央図書館ではわいわいキャレル^{※2}利用者に、自習とグループ利用についてアンケートを実施しました。

※1 鶴川駅前図書館は指定管理者が実施。

※2 中央図書館で行っている、土・日・祝日に集会室を中学生・高校生向けグループ学習室。

3 調査時期

- ・2024年12月7日（土）から12月15日（日）までの間で実施。
- ・わいわいキャレル利用者へのアンケートは、2024年11月30日（土）から12月22日（日）まで実施。

4 調査方法

- ・調査員が直接来館者にアンケートへの記入を依頼し、記入後はその場で回収する。
- ・調査対象者は、座席を利用している（自習をする）年代（10代）を中心にする。
- ・わいわいキャレル利用者には、受付時にアンケートを渡し、帰りに提出を依頼。

5 回答数

- ・中央図書館 201件
- ・さるびあ図書館 101件
- ・金森図書館 100件
- ・忠生図書館 103件
- ・わいわいキャレル 42件

（参考：鶴川駅前図書館 430件）

6 集計の留意点

- ・ 自習をすることが多いと思われる10代を中心にアンケートの回答を依頼しました。
- ・ 問4-2「4-1の質問で(2)に○を付けた方にお伺いします。あなたの考えに近いものをお答えください。(○は1つ)」で、複数回答しているケースがありましたが、多くのご意見を知るため、すべての回答を数値に含めています。また、問4-1「今後の座席利用のルール(上記問3の内容)について考えをお答えください。」に、(1)「今まで通りで良い」と回答しているが、問4-2も回答しているケースについても数値に含めています。この場合は、()で内訳を記載しています。
- ・ 自由記述欄の誤字、表記(ひらがな・漢字等)は一律にそろえています。

7 集計の結果

(1)【一般】図書館での机のついた座席の利用と自習についてのアンケート

問1. あなたの年代について教えてください。(○は1つ、10代の方は該当世代に○を付けてください)

4館合計505人の方から回答をいただきました。その内、10代は224人となります。

年 代	10代該当世代	人
10代	小学生世代	36
	中学生世代	76
	高校生世代	72
	大学・専門学校生世代	14
	その他	4
	記載なし	22
10代集計		224
20代		47
30代		32
40代		56
50代		51
60代		41
70代以上		53
不明		1
総 計		505
中央		201
さるびあ		101
金森		100
忠生		103

【参考（速報値）】

鶴川駅前		430
------	--	-----

問2. あなたは図書館で座席を利用しますか。(○は1つ)

10代は、「(2) 週に1～3回程度」「(3) 月に1～3回程度」の座席利用が多いですが、70代になると「(1) ほぼ毎日利用する」「(2) 週に1～3回程度」が多くなります。

(人)

年 代	10代該当世代	(1) ほぼ毎日 利用する	(2) 週に1～3 回程度	(3) 月に1～3 回程度	(4) 年に数回	(5) 利用しない	無回答	総計
10代	小学生世代	1	7	19	3	6		36
	中学生世代	6	32	15	15	4		72
	高校生世代	3	22	29	16	6		76
	大学・専門学校生世代		4	7	3			14
	その他	1	3					4
	記載なし		9	4	6	3		22
10代集計		11	77	74	43	19		224
20代		1	9	15	14	8		47
30代		2	10	12	7	1		32
40代		2	18	20	9	7		56
50代		5	10	15	11	10		51
60代		4	16	10	6	5		41
70代以上		15	23	6	7	2		53
不明				1				1
総計		40	163	153	97	52		505
中央		10	64	52	46	29		201
さるびあ		15	49	24	10	3		101
金森		7	18	38	23	14		100
忠生		8	32	39	18	6		103

【参考(速報値)】

鶴川駅前	25	82	117	89	110	7	430
------	----	----	-----	----	-----	---	-----

問3. 図書館の座席は図書館の資料を閲覧^{※1}するために設置していますので自習^{※2}はできません。例外として読書室（中央・さるびあ図書館）・多目的室^{※3}（忠生図書館）では、自習もすることができます。あなたはこのことを知っていましたか。（○は1つ）

※1 閲覧とは、図書館資料を使った読書、調査等をいいます。

※2 ここでの自習は、図書館資料を利用せず、持ち込みで勉強することをいいます。

※3 土・日・祝日及び夏休み限定。

10代は「(1) 知っている」より「(2) 知らなかった」の方が多く、全体で見ると、「(1) 知っている」の方が半数より多くなっています。

(人)

年 代	10代該当世代	(1) 知っている	(2) 知らなかった	無回答	総計
10代	小学生世代	8	28		36
	中学生世代	35	40	1	76
	高校生世代	36	36		72
	大学・専門学校生世代	10	4		14
	その他	4			4
	記載なし	11	11		22
10代集計		104	119	1	224
20代		30	17		47
30代		19	13		32
40代		34	22		56
50代		27	23	1	51
60代		28	13		41
70代以上		28	25		53
不明		1			1
総 計		271	232	2	505
中央		124	76	1	201
さるびあ		64	36	1	101
金森		33	67		100
忠生		50	53		103

【参考（速報値）】

鶴川駅前	165	240	25	430
------	-----	-----	----	-----

問4-1 今後の座席利用のルール（問3の内容）について考えをお答えください。（○は1つ）

10代では「(1) 今まで通りが良い」が「(2) ルールを変えるべき」より多くなっています。また、全体でみても「(1) 今まで通りが良い」の方が半数より多くなっています。

(人)

年 代	10代該当世代	(1) 今まで 通りで 良い	(2) ルール を変 える べき	無 回 答	総 計
10代	小学生世代	23	11	2	36
	中学生世代	45	29	2	76
	高校生世代	31	38	3	72
	大学・専門学校生世代	8	6		14
	その他	1	3		4
	記載なし	9	13		22
10代集計		117	100	7	224
20代		25	21	1	47
30代		17	15		32
40代		26	29	1	56
50代		28	19	4	51
60代		26	14	1	41
70代以上		34	14	5	53
不明			1		1
総 計		273	213	19	505
中央		119	73	9	201
さるびあ		61	35	5	101
金森		46	54		100
忠生		47	51	5	103

【参考（速報値）】

鶴川駅前	247	142	41	430
------	-----	-----	----	-----

問4-2【4-1】の質問で(2)に○を付けた方にお伺いします。あなたの考えに近いものをお答えください。(○は1つ)

※ ()内の数値は、問4-1で「(1)今まで通りで良いと回答している」と回答しているが、問4-2も回答している数。

全体として、「(1) どの座席でも自習ができるようにすべき」が多くなっています。(人)

年 代	10代該当世代	(1) どの座席でも自習 ができるようにすべき	(2) 優先時間 ・自習優先と 分ける	(3) 優先座席 ・自習優先と 分ける	(4) 座席の 利用は時間 制にするべき	(5) その他	無回答	総計
10代	小学生世代	7 (2)	1	3		1	1	13
	中学生世代	22 (2)		9		1		32
	高校生世代	25	4	8		1		38
	大学・専門学校生世代		1	3		2		6
	その他	3				1		4
	記載なし	10		2		1		13
10代集計	67	6	25		7	1	106	
20代	8	2	10	1			21	
30代	6	1	9		1		17	
40代	11 (1)	1	17 (1)		3		32	
50代	5	3	8	1	3		20	
60代	6		4	2	2		14	
70代以上	6 (2)	2	8		1		17	
不明			1				1	
総 計	109	15	82	4	17	1	228	
中央	30	6	33	3	8		80	
さるびあ	26	3	3		3		35	
金森	16	3	34	1	3	1	58	
忠生	37	3	12		3		55	

【参考(速報値)】

鶴川駅前	50	14	50	16	11	10	151
------	----	----	----	----	----	----	-----

(5) その他 自由記述

【中央】

年 代		内 容
10代	高校生世代	ルールを明確化すべき。
	大学・専門学校生世代	自習OKのスペースをつくり、嫌な人が避けれるようにする。
	大学・専門学校生世代	本を使う学習がしやすいように、2席くらいでも自習席を館内のいろんな場所に。
	その他	下の座席の利用率が低いので自習スペースにしてください。
	記載なし	時期や日によって利用者数の差が大きいと思うのでそこで調整するのも良いと思います。特に日曜日は人が多いと思います。
30代		ルールすぎると良くない。
30代		年齢や目的によって自習席を分けて欲しい。学生の勉強と大人の資格試験の勉強は机の使い方も違うため。
40代		読書室前でのおしゃべりの禁止。
60代		読書室に人が多数いる一方で5階には人がほとんどいないスペースがある。スペースの配分を見直すべき。

【さるびあ】

年 代		内 容
40代		フタが閉まる飲み物については、読書室でもOKにすべき。結局どの図書館でも、皆読書室で飲んでしまっています。
50代		ルールの強化ではなく、席数増加、スターバックスなどカフェに頼らない場所の提供を考えて欲しい。
51代		静かに使用するなら、閲覧でも自習でも自由に使用できる方がいいと考えます。

【金森】

年 代		内 容
10代	小学生世代	小さい子優先で、自習丸にするべき！
40代		長期休み（学生の）に増設して欲しい。
50代		「変えるべき」「～すべき」とまでは思いませんが、（1）～（4）を試してみて現状に合う方法に変えていいと思います。

【忠生】

年 代		内 容
10代	中学生世代	本読みしたい人がいればその人を優先にし、誰も使っていなければ自習に使っても良いと思います。
60代		席を分けてとなり同士がおしゃべりできないよう工夫して欲しい。（中高生がうるさい）
70代以上		この座席の新聞読みは止めるべき。うるさく、読書のジャマになる。

問5. 図書館での自習スペースについてお伺いします。(○は1つ)

10代は「(2) 十分・足りている」が「(3) もっと欲しい」よりも多くなっていますが、小学生世代で「(2) 十分・足りている」が多くなっています。また、40代では「(3) もっと欲しい」が多く、70代では「(2) 十分・足りている」が多くなります。

(人)

年 代	10代該当世代	(1) 要らない	(2) 十分・足りている	(3) もっと欲しい	無回答	総計
10代	小学生世代	2	26	8		36
	中学生世代	2	38	36		76
	高校生世代	1	32	39		72
	大学・専門学校生世代		8	6		14
	その他		2	2		4
	記載なし		10	11	1	22
10代集計		5	116	102	1	224
20代			21	26		47
30代			16	14	2	32
40代		2	19	33	2	56
50代		1	20	26	4	51
60代			19	19	3	41
70代以上		8	31	11	3	53
不明					1	1
総 計		16	242	231	16	505
中央		9	88	94	10	201
さるびあ			61	40		101
金森		5	43	50	2	100
忠生		2	50	47	4	103

【参考(速報値)】

鶴川駅前	22	189	174	45	430
------	----	-----	-----	----	-----

問6. 図書館の座席利用についてご意見のある方はご記入ください。

【中央】

年 代		自由記述			
10代	中学生世代	5階の自習スペースを多くして欲しい。			
	高校生世代	6階のスペースだけでは座席が少なく、来たら座れないということがよくあるので自習室を増やした方が良い。 いつも使わせてもらい、ありがとうございます！！ ここで勉強しているとき、学校終わりに来ると座席が空いていなくてできなかったり、私が勉強しているとき、他の高校生くらいの方たちが来ても席が空いていなくて困ってる様子が見られるので、自習スペースはとても需要があるため、どの座席でも自習できるようにするべきだと思います。 さるびあは知っていたが忠生は知らなかった。ルールをもっと意識していくべきだと思う。 快適です。 自習スペースが増えると良い。 全国の図書館で自習ができるようになってくれば、とても嬉しい。 土・日も午後8時まで開館していて欲しいです。 読書室の座席は埋まっているけれど、普通の席はいっぱい空いているときに自習できないのがちょっと残念。なので読書室以外でも自習できる所を増やしていただけたら嬉しいです。いつもありがとうございます！！			
		大学・専門学校生世代	もう少しどの席が自習OKか分かりやすいとありがたいです。 受験生のときにさるびあ図書館の自習スペースが空いているのでよく利用しました。自習スペースがもっと増えると嬉しいです。		
			その他	午後8時まであける！！	
		記載なし	時間によって（とくに土日）は席が空いていないことがあるので、席が増えるとより良いと思いました。		
		20代		パソコン席が少ないので、もっと増やして欲しいです。 閲覧利用に限らず、利用者増加に目を向けていただけると良いかと思います。 自習スペースのない図書館もあり、不便に感じることもある。ひと目で自習か閲覧かが分かると、市内のどの図書館も利用しやすいと感じる。 自習する為に中央図書館内のカフェを利用するが、ネット環境が不安定なので改善して欲しい。もしくは、ネット環境と電源がある自習スペースを完備して欲しい。（タブレットで勉強している為。） 自習室は中高生が多く、少し利用しにくい雰囲気がありました。もっと自習スペースがあると嬉しいです。	
				30代	学生たちも使いやすいといいです。図書館は高齢者だけのものではない。 公共の場で安心して自習できるスペースを求めている学生のニーズは、図書館だけでなく市全体で叶えることができると良いですね。 私個人としては不要ですが、若い人の為に増やして欲しいです。図書館のソファやイスだけの席でも資料の閲覧はできると思います。一般的に住民税の納税額が少ない高齢者を優遇するような施策は避けて欲しいです。 中央図書館は規模に見合わない自習室の席数だと感じます。さるびあはその点席数が多くていいと思いますが、老朽化で閉館の話もあるので、公共施設で自習できる場が増えると学生さんたちにとっても良いと思います。

年 代		自由記述
30代		眠っていびきをかいているおじさん達をどうにかして欲しい。雑魚寝スペース？とか？小学生がもっと宿題などしやすくして欲しい。小さい子用の席はあのままでいいと思う。車いすの人とかは机を使えてるのかなと思う。
40代		4階児童フロアの付近では、油こいにおいがします。（昨年位から）ありがとうございます。
		机が狭く使いづらかった。もう少し明るく広い所があると良い。
		靴をぬぐ、においがきつい方がいる。
		高校生の息子が自宅外で自習出来るスペースを必要としています。ルールを作って下さった上で自習出来るスペースがあるととてもありがたいです。
		座席に余裕があれば心地良い。
		自習スペースで仕事をしようと思って、自習スペースをのぞいた事があるのですが、学生さんがたくさんいたので遠慮しました。広いスペースでネットが使えて、社会人も使えるような自習スペースがあるといいなあとは思っています。ある程度設備がそろっているなら有料でもいいです。
		自習する中で本に興味を持つことがあります。学習する場に書籍の借りられる場が一体としてあるのは利便性が高いです。
50代		W i - F i を整備して欲しい。調べものに資料とネット両方を使いたい時に便利だと思います。座席周辺だけで良い。
		よくわからないです。
		混んでいるときがあります。学生専用のスペースをもっと増やしていただくと社会人としては利用しやすいかと。
		使い易く、とても快適です。
		自習席をもっと増やして欲しいという声があれば増やしても良いと思います。PCを利用できる席をもっと増やしていただきたいと思います。
		世代を問わず開放される学びの場所はあって良い。健康寿命が延び、医療につながらないように、意欲が肉体の健康維持につながる。
60代		他の図書館にも自習スペースを作って欲しいです。高校生の子どもが毎週読書室を利用させてもらっています。ありがとうございます。
		PC等の利用できるスペースを増やして欲しい。
		寝ている人を排除してください。
		飲食できるスペースをもう少し作って欲しい。
		現在の中央図書館の閲覧スペースは使いやすく、いつも空いていてありがたいです。このペース規模は維持しつつ、願わくば自習スペースを広げる又は利用時間（1回の）を決めると良いと何となく思います。
		寝ている方、本は見ないでスマホをいじっていたりする方を見ると、モヤッとしています。
		問4-2（4）座席の利用は時間制にするべき、および、席数を増やすべき。長机でOK。
70代以上		時間帯によって空いている時もあるので、いまのままで良いと思う。居ねむりしている人がだいぶ減っているので、いいですね。
		大変良好です。
		調べものなどで度々利用する。皆さん親切でありがたい。
	問5に関連して、自習スペースは図書館の役割か。討論の場があっても然るべく。学習参考・発展の資料の必要はあると思うが。	

【さるびあ】

年 代		自由記述
10代	中学生世代	座席にも本を調べられるPCが欲しいです。
	高校生世代	いつもありがとうございます。快適に勉強させていただいております。
		いつもありがとうございます。心地よく、使用させていただいております！
		空調の効きにムラがあるので改善していただきたいです。スマートフォンや他の電子機器の通知音や着信音がうるさいので、マナーモード、もしくは電源オフにするよう呼びかけて欲しいです。
		自習するために来た人で座席がうまっているのを見たことがない。静かに勉強している分には問題ないのでは？と思った。
		自習の際に出た消しカス等のゴミを捨てる場所にいつも困るので、ゴミ箱等設置していただくとありがたいです。
	図書館の座席でゲーム、友達との会話をしながら自習している人がいるから座席の利用方法について疑問がでたんだと思う。学校のテスト週間とかぶっている時は座席が自習をする人で満席になるが、テスト週間が終わったら座席の空きが十分でるから今まで通りのルールが良い。	
大学・専門学校生世代	多目的室が少し寒い。	
その他	集中できる環境で勉強が捗ります！！	
20代		午後3時半くらいから自習スペースが寒い。
		逆に多目的室のみ利用させていただいたため、特に意見はございません。PCの利用可能な自習スペースを提供いただいております。大変助かっています。「図書館の座席利用」という観点ではないですが、さるびあ図書館の閉館後は忠生コミュニティセンターで自習をしています。それぞれの場所の特徴をうまくみあわせられているため、何も不満はないです。いつもありがとうございます。強いて言うなら、夏に多目的室が暑かった記憶です…。
		静かで勉強がはかどるので継続して欲しい。
30代		学生専用席を設置すればいい。
		私は37才ですが、20年と少し前の高校受験を始め、学生時代のレポートから社会人になってからの資格試験まで、さるびあ図書館の自習スペースには大変お世話になって来ました。中には、満席で使用できず、ブックオフや1階の書架を探し時間をつぶしたこともありました。様々な年代の方が多種多様な利用方法をしていると思われるのですが、どちらかを優先することで、残念な思いをすることになるのは悲しいことだと感じます。可能であれば、今迄通りか自習スペースの拡充をお願いしたいです。この自習室のお陰で今の私があると思っております、職員の皆様には感謝申し上げます。
40代		いつもありがとうございます。
		いつも利用させて頂き助かっています。継続して使えると嬉しいです。ありがとうございます。
		さるびあ図書館の自習スペース本当にとっても助かっています。いつもありがとうございます。
		個人的には一番近い図書館に自習室があつてとても助かっている。午後などは座席がいっぱいで使えないこともあり、余裕をもって来ている。かといって時間制限は設定しないで欲しい。
		昔から利用させて頂いております。いつもありがとうございます。

年 代		自由記述
50代		午後8時くらいまでやって欲しい。
		机の亚克力板は、そろそろなくしても良いのでは？
		公共の場なのでルールは必要です。この様なアンケートも必要だと思います。市民に寄り添ったルール変更を望みます。学びの場でもありますし。
		図書館の資料を使って自習する時としない時があるので、できれば両方とも使わせて欲しい。
		図書館の読書室以外の座席って、どこですか？知らないのですが。
		大和市のシリウスを見習い、市民にとっての学びのあり方を考え、形にして欲しい。市の使われていないスペースを気軽に使える、立ち寄れる場として開放して欲しい。
60代		天井の蛍光灯がチカチカしているところが目立つ。メンテナンス(交換)をして欲しい。
		調べものがあるのでW i - F i はもっと充実を。
70代以上		毎回気持ち良く使わせていただいています。ただし15分前に放送と共に突然係の方が来て閉所の準備をします。1F同様午後6時(午後5時)以降に閉所準備をして欲しい！！
		「さるびあ」ではイスに座ボタンを掛けているが、その発想が不明。尻を暖める目的であれば、一般的な乗用車の座席に用いられている合成皮革を利用したイスで十分ではないか。現在の座ボタンではその厚さが気になる。
		・荷物で座席(机)を占拠している人が多い。1人分の範囲でなく独占はよくないと思う。 ・机の間かくがせまい。入口中央手前が広く空いているので、そこを利用して間かくを広げた方が良く思う。 ・読書室のエアコン(暖房、冷房)温度設定できるのであれば20℃で充分だと思う。冬場の23℃~24℃は必要ない。寒かったら服を着れば良いのではないだろうか。省エネにもつながると思うのですが。
		1人1席を厳守すべき(自席のまわりに私物を置いている利用者もたまにいる)。
		さるびあと鶴川にはW i - F i があるのはありがたい。全図書館で欲しい。世田谷区の図書館はすべて備えている。
		個人的には、図書館を気分転換に利用しています。資料閲覧でも持ち込みの両方で楽しく読ませて頂いています。
		今使用中のパイプ椅子は、うるさい。蛍光灯の消灯している所の球を入れる、5ヶ所。 大変気持ち良く利用しています。感謝しています。
	閉館の時間が早過ぎる。午後7時まで開館して欲しい。町田市予算が不足しているのなら午前10時開館を午前11時開館に、また午後7時閉館に変更してください。参考までに奈良地区センターの自習時間は午前9時から午後9時までなのでいつでも利用でき、午後6時過ぎになると静かになります。(小中学生は遅い時間まで利用できない決まりがあるため)	

【金森】

年 代		自由記述
10代	小学生世代	自習がだめとは知らなかったので気をつけたいと思った。
		満足です！
	中学生世代	もっとイスを増やすといいと思う。
		集中して勉強したいときに、図書館を利用したい。Free-WiFiがあると良い。平日の夜でも利用できるようにしてほしい。 長時間続けて使うのをやめて欲しいが、それ以外は特に無い。
大学・専門学校生世代	以前受験勉強していた際、図書館で勉強したら思いのほかはかどったので、自習スペースたくさん欲しいです。	
20代		資料を閲覧するというより読書優先と自習優先を時間で分けた方が良い。一緒だと集中力（自習）の気が欠けてしまうと思います。
		図書館は自習にしる、閲覧するにしる、静かに集中できるところが魅力だと思うので、できれば制限なく思うままに使えたら嬉しいです。ただ、混み合う時だけ長時間利用を制限するとかはルールとしてあってもいいかなと思います。
30代		自習スペースを必要とされている方がどれ位の割合か分かりませんが、スペースをきれいに保ったり防犯面などのコストの問題もあると思います。必ずしも大きくするのが良いかは、難しい所だと思います。今後実施する場合は試験導入などして、実態を見てからが良いのではないのでしょうか。
		自習目的でも人が来れる場所があるということは素敵だと思います。私も学生時代は良く利用していました。
		色々な理由で家で勉強ができない子のためにも、自習スペースが広くあると良いと思います。
40代		閲覧も大切だが、なかなか家だと勉強できない子ども、学生などに、安く、学習スペースがあるのは嬉しいことだと思います。
		私自身、自習はしないが、小学校高学年～高校生は団地住まいだと、家で自習しにくいので、図書館に居場所を作っていただけると良い。
		自習スペースがあれば、学生にとってはとてもありがたいと思います。私は、小さな子どもを連れて利用させていただいているので、現在のような小さな子どもの座席空間もあると嬉しいです。
		自習するために、さるびあまで行くことがあります。自宅から一番近いのが金森なので、スペース（部屋）があるなら作って欲しいです。
		場所が無いので、中央に行くか、上限まで借りて家で読んでます。席があるなら嬉しいです。
		忠生図書館の様なスペースは使い易い。受付が必要なスペースと自由なスペース両方あると良い。
		年齢的に自習室は使いませんが、学生時代はよく利用しました。学生には必要な席だと思います。
50代		各図書館にあると良いです。
		現状維持で良いと思う。（座席利用を増やすと、他のスペースが減るため）
		座席がもう少しあると、閲覧するのに良いと思います。
		自習できる席は時間制限があった方が、多くの人が利用できて良いのではと思います。（1日4時間まで等）
		自分が高校生の時は、図書館で勉強していたのであると良いと思います。本が減るのはよくないと思いますが。

年 代		自由記述
60代		<ul style="list-style-type: none"> ・長イスは間をあけて座る方が多く、実際の席の半分しか座れない。ひじおき等つけて、あけずに座れるようにしてほしい。 ・イスで寝ている人がいる。読書等の目的を持った人が利用できるよう、寝ている人に声かけをしたら良いのではと思う。
		<p>学生（含浪人生）の方が勉強し易い環境の図書館なので、自習優先席を増やして地域の学力向上に尽力頂ければと考えます。</p>
70代以上		<p>10日前に転入した者（83才）です。どうか、よろしく願いいたします。</p>
		<p>コロナの時の机上の境パネルの復帰。</p>
		<p>学生は自習スペースを必要としていると思います。</p>
		<p>金森図書館は小さな（在庫はもちろん充実しています）図書館ですので、持ち込みの学習は遠慮なされた方が良いと思います。</p>
		<p>新聞読みが主なので今迄通りで良い。</p>
		<p>読書する人の為のみの座席にして欲しいです。</p>

【忠生】

年 代		自由記述
10代	中学生世代	いつも気持ち良く利用させてもらっています。本当にありがとうございます。
		人と人の距離感が少し近い気がします。
	高校生世代	いつもありがとうございます。
		いつも快適に使っていただいています。
		多目的室を平日も開放して欲しいです。
その他	多目的室近くのテーブル2つのところは、自習（パソコン使用可）OKにしていただけたら嬉しいです。多目的室を開ける日を増やしていただけたら嬉しいです。いつもありがとうございます！	
記載なし	いつも楽しく使っています。	
		平日の多目的の開放。
30代		座席に着いたまま頻繁に鼻をかむ人ってマナーが悪いと思います??? 私は悪いと思います。だって不快音ですから。
		図書館の座席は、学生のテスト期や猛暑時に埋まっていることが多く、使いたいときに使えない状況がしばしばあります。市民センターの空き部屋を常時開けるなど、対応をとって頂けると、助かります。
40代		スペースを提供いただいているのは本当にありがたいです。今度も利用していきたいです。
		学生はお金がないのでカフェなど勉強ができない。自習は学生の学力を上げ、将来的に国の生産性を上げる。したがって自習の場を積極的に増やすべきだと思います。（当方、社会人で、受験勉強、資格勉強していませんが、上記のように思っています。）
		自習スペースに関しては使用したことがないので、足りているかわかりません（問5）。ただ、静かであれば、人に迷惑をかけないのであれば、自習も閲覧も変わらないので、利用したい人の数に応じて増やすなり減らすなりしてくれればいいと思います。
		自習もできるようにして欲しい。新聞の閲覧はテーブル限定にして欲しい。新聞をめくる音がうるさい。
50代		（問3※2）1冊置いて自習しよう。
		今どれくらい使用中か（空きがどれくらいあるか）ネットでわかると良いかも。
60代		おしゃべりしないよう、定期的に見回り注意をお願いします。
		私は平日の昼使うことが多くいつも使えますが、夏休みなどは考えた方が良くかと。
		土日以外でも閲覧席が混んでいるときは多目的室を使わせて欲しい。読書室を希望します。
70代以上		椅子が高すぎる！
		座席とは別ですが、新聞を一度に数日分か、とにかく多数座席に置く人を時々見受けるが、2日分位を限度にして欲しい。
		私は主に新聞等の閲覧で来館します。「閲覧専用席」を利用していますが、今夏などでは、小学生が自習、図書館資料をかたわらに置き、「・・・専用席」で自習しているのを見ました。
		私語で迷惑するときがある。職員が定期的に巡回して欲しい。
		新聞をめくる音がうるさい！新聞閲覧だけのスペースを設けて欲しい！
	問5につきます。	

(2)【わいわいキャレル】図書館での机のついた座席の利用と自習についてのアンケート

問1. 図書館の座席は図書館の資料を閲覧^{※1}するために設置していますので自習^{※2}はできません。例外として読書室（中央・さるびあ図書館）・多目的室^{※3}（忠生図書館）では、自習もすることができます。あなたはこのことを知っていましたか。（○は1つ）

※1 閲覧とは、図書館資料を使った読書、調査等をいいます。

※2 ここでの自習は、図書館資料を利用せず、持ち込みで勉強することをいいます。

※3 土・日・祝日及び夏休み限定。

(人)

	(1) 知っている	(2) 知らなかった	総計
計	23	19	42

問2. 図書館での自習スペースについてお伺いします。（○は1つ）

(人)

	(1) 要らない	(2) 十分・足りている	(3) もっと欲しい	総計
計		21	21	42

問3. わいわいキャレルのような、グループで話しながら勉強できる場所についてお答えください。(○は1つ)

(人)

	(1) もっと欲しいという場所が	(2) 平日17時～21時利用できよう	(3) 今の状況で満足	(4) その他	総計
計	15	21	6		42

問4. わいわいキャレルの利用目的についてお答えください。(○はいくつでも)

(人)

	(1) 試験勉強や日々の勉強を行うため	(2) グループでの課題に取り組むため	(3) 図書館で調べ物をするため	(4) その他	総計
計	41	7	2		50

問5. 図書館の座席利用やわいわいキャレルについてご意見のある方はご記入ください。

自由記述
Wi-Fi使えるようにしてほしいです。(共有の) 大学生でも使いたいです。
環境がとてもよく、満足しています。
こういう場所がありませんので嬉しいです。
もうすこし大きいホワイトボードが欲しい。
わいわいキャレルの座数増やしてほしいです。4グループしか入れないの少ない気がします…
頑張ってください。
個室にほしい。
場所が狭いです。
部屋を1グループ1つにほしい。
来年大学生になるので、大学生、専門学生なども使えるようになりたいです。

第五次町田市子ども読書活動推進計画（案）
市民意見募集実施結果

2024年12月

町田市

第五次町田市子ども読書活動推進計画（案）
市民意見募集実施結果

「第五次町田市子ども読書活動推進計画」の策定にあたり、以下のとおり市民の皆様のご意見を募集いたしました。貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。

ご意見につきましては、本計画の策定及び今後の市政の参考にさせていただきます。

1 意見募集の期間

2024年9月18日～2024年10月17日

2 市民意見募集の周知

広報まちだ9月15日号、町田市立図書館ホームページ、X（旧:Twitter）

3 配布（閲覧）場所

各市立図書館、町田市民文学館、生涯学習総務課、生涯学習センター（9月30日まで）、広聴課（市庁舎1階）、市政情報課（市庁舎1階）、各市民センター、各連絡所、各子どもセンター

4 募集方法

メール、ファクシミリ、窓口、郵送

5 意見の内訳

4名から8件のご意見をいただきました。ご意見の項目別の内訳は以下のとおりです。

（おひとりから複数のご意見をいただいた場合は、主旨ごとに分割して集計しています。）

第1章	町田市子ども読書活動推進計画の概要	—
第2章	子ども読書の状況	—
第3章	計画の基本的な考え方	—
第4章	計画の取組	6件
内訳	基本目標Ⅰ 子どもが本と出会うきっかけ作り	(1件)
	基本目標Ⅱ いつでも身近なところに本がある環境作り	(5件)
その他		2件
計		8件

6 ご意見の概要とご意見への対応

とりまとめの都合上、いただいたご意見は要約し掲載しています。

第4章 計画の取組

No.	ご意見の概要	市の考え方
1	<p>「まちとも」(放課後教室開放事業)で、図書室を使っているのに、子どもが本に触れることが禁止されているため、「まちとも」で本を読めるようにしてほしい。</p>	<p>まちともは、地域のボランティア団体である「まちとも運営協議会」が学校の余裕教室や特別教室を借りて実施しているため、適正管理の観点から、図書室利用については一部制限されることがあります。</p> <p>いただいたご意見を参考に今後もサービス向上に努めてまいります。</p>
2	<p>もっと図書館の本棚を充実させるべきである。購入費を増やさずに図書館の魅力向上はできない。</p>	<p>子どもたちの興味を引くような本や調べ学習に対応できるような本など、さまざまなニーズに幅広く対応できるよう、図書の充実にも努めてまいります。</p>
3	<p>図書指導員が、毎日いるわけではないため、全ての学校で週5日、司書を配置してほしい。</p>	<p>学校司書等の学校図書館の運営を担う人材確保の方法を検討する中で、配置日数等についても考えてまいります。</p>
4	<p>学校司書配置については、学校図書館ガイドラインで想定されているように一校専任で常勤が望ましい。学校司書の常勤常駐配置を求める。</p> <p>児童が登校してから下校時刻まで毎日開館することが、日常的に本に触れる環境を用意することになるからである。学校図書館法に規定された目的を達成し、不読率の改善をするためには児童や教員のレファレンスに corres する能力がある学校司書が常駐する必要がある。常駐することで授業支援が活発に行われることになる。</p>	<p>学校図書指導員に加えて司書、司書補または司書教諭の資格を有する方を巡回型職員として任用するなどのモデル事業を進めていく中で、配置日数等についても考えてまいります。</p>

5	<p>図書指導員制度が継続するのであれば、司書に相当する能力を身につける必要があると考える。最低でも分類ができなければ配架は独りよがりなものになってしまい、児童がNDC(日本十進分類法)とは何かを学ぶことができない。週に一回程度の巡回では資料の組織化・最適化には途方もない時間がかかる。</p> <p>図書指導員制度を継続する場合は、司書相当の能力向上とボランティア扱いの終了を求める。</p>	<p>学校図書指導員に加えて司書、司書補または司書教諭の資格を有する方を巡回型職員として任用するなどのモデル事業を進めていく中で、学校図書指導員の研修等の在り方についても考えてまいります。</p>
6	<p>現在の学校図書館担当者研修は、図書指導員がボランティア扱いのため全員の参加を要請できず、いつも参加する人と全く参加しない人に分かれてしまっているのではないか。</p> <p>「学校司書のモデルカリキュラム」に沿った研修と参加率の向上の工夫が必要だと考える。</p>	

その他

No.	ご意見の概要	市の考え方
1	<p>子どもに読書を推進するという意識がありながら、図書館を再編するというのは矛盾していないか。身近なところに図書館があるか、ということは子どもの読書推進に大きく影響を与える。</p> <p>自治体がすべきことは、不読率が高くなったから図書館廃止にすることではなく、不読率を下げられるように図書館を整備することではないか。</p> <p>統合・廃止を前提とした計画策定・意見募集を中止してほしい。子どもの未来のために、考えなおすことを求める。</p>	<p>将来にわたり図書館サービスを継続していくために、「町田市公共施設再編計画」に基づき、近接している図書館がある場合や、利用状況が大きく減少している場合には、施設の老朽化の状況を見ながら再編を進めています。</p> <p>今後も地域の皆様のご意見をうかがいながら、再編を進めてまいります。</p>
2	<p>親子や祖父母と孫の間で、①図書館に行き、図書館の人に案内してもらおう、②親や祖父母のおすすめの本を伝え、ひもとき、読み合わせる、③感想文をかく、などの</p>	<p>今後の子ども読書活動推進の取組を進めるにあたり、参考とさせていただきます。</p>

	<p>取組ができれば良いと思う。 読書離れを加速させる残念な 事態にあっても図書館関係者や 市民の取組が大切だと思う。</p>	
--	---	--



第五次町田市子ども読書活動推進計画
(2025年度～2029年度)



2025年〇月
町田市教育委員会

第五次町田市子ども読書活動推進計画 目次

第1章 町田市子ども読書活動推進計画の概要	5
1 計画の意義と目的	6
2 計画の位置付け	7
3 計画の期間	7
4 計画の対象となる子どもの年齢.....	7
5 推進体制.....	8
第2章 子ども読書の状況	9
1 国の動向.....	10
2 東京都の動向.....	11
3 町田市の現状と課題.....	11
(1)第四次町田市子ども読書活動推進計画策定後の動向	11
① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時の状況.....	11
② 環境のデジタル化.....	12
③ 読書環境の充実と取組	12
(2)子ども読書の現状	13
① 第四次町田市子ども読書活動推進計画の取組状況	13
② 町田市市民参加型事業評価について	13
③ 町田市の不読率の状況.....	13
(3)子ども読書の課題	15
① 不読率の低減	15
② 読書環境の整備と機会の確保	15
③ 人材の育成・支援.....	15

第3章 計画の基本的な考え方	19
1 基本理念.....	20
2 基本目標.....	20
3 成果指標.....	22
4 計画の体系	23
第4章 計画の取組	25
1 取組一覧.....	26
2 個別の取組	28
<参考資料>	41
関連法など	42
委員名簿	53
計画策定の検討経過.....	55
【コラムなど】	
電子書籍サービスについて	8
図書館プランナーやっています！	16
図書館プランナーに聞いてみました！	17
コラボ特集.....	21
みんなが読めるアクセシブルな本.....	24
YA って知ってる？	32
本と出会える場所	39



第1章 町田市子ども読書活動推進計画の概要

1 計画の意義と目的

読書活動について、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（2001年公布・施行）では、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」（一部抜粋）としています。

町田市では、このような子どもの読書活動を総合的・計画的に推進するため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、町田市子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）を策定しています。

第一次計画（2005年度～2009年度）は、「町田市子どもマスタープラン」（2004年12月策定）の一部※として策定されましたが、その後は現在まで5か年計画として策定を行っています。第一次計画では、子どもが読書に親しむために、

- ①子ども達が読書に親しむために、いつでも身近なところに本がある環境作りをしていきます。
- ②子どもの読書に関わる人がいること、その人に子どもの本の知識があることはとても重要です。そのため人材の育成、配置に努めます。

を計画の目指すものとして掲げ、①②に基づいて取組を進めました。

第二次計画（2010年度～2014年度）では、第一次計画の基本的な考え方を継承・発展させることとし、計画の構造が不明確だったため、「基本理念」と3つの「基本目標」を定めました。

基本理念「自ら進んで本を読む子を育てる」

基本目標1：子どもが本と出会うきっかけ作り

基本目標2：いつでも身近なところに本がある環境作り

基本目標3：子どもの読書に関わる人の配置と育成

第三次計画（2015年度～2019年度）・第四次計画（2020年度～2024年度）は、この基本理念・基本目標を引継ぎ、子ども読書活動を推進してきました。

本計画である第五次町田市子ども読書活動推進計画は、第四次計画が2024年度末で終了となることから、引続き子ども読書活動を推進していくため、国や東京都の状況を踏まえて策定しました。

※ 第二次計画からは、独立した計画として策定しています。

2 計画の位置付け

都道府県及び市町村は「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」と、自治体の子どもの読書活動の状況を踏まえて計画を策定するよう努めることとなっています。

また、本計画の上位計画である「町田市教育プラン24-28」と、連携・整合性を図っていきます。子どもの総合的な計画である「町田市子どもマスタープラン25-34」とは、連携関係にあります。

3 計画の期間

2025年度から2029年度までを計画期間とします。

【計画期間】

	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
国				第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(子ども読書活動推進基本計画) 2023~2027年度							
東京都		第四次東京都子供読書活動推進計画 2021~2025年度									
町田市					町田市教育プラン24-28 2024~2028年度						
	第四次町田市子ども読書活動推進計画 2020~2024年度					第五次町田市子ども読書活動推進計画 2025~2029年度					

【連携計画】

町田市子ども
マスタープラン25-34

4 計画の対象となる子どもの年齢

0歳からおおむね18歳までの子どもたちを対象とします。

5 推進体制

「町田市子ども読書活動推進計画推進会議」※において、関連部署・施設等と子どもの読書活動の取組について進捗状況を確認・点検し、その後の子ども読書活動や計画の見直しに活用します。年度毎の取組状況報告書については、図書館ホームページに公開をします。

また、会議では最新の子どもの読書活動の状況について情報交換を行います。

※ 町田市子ども読書活動推進計画推進会議は、「町田市子ども読書活動推進計画」を効果的に推進するために設置されている会議です。会議は市民の代表9人と、市の関係部門4課の課長、図書館長の14人で構成されており、市民と行政と一緒に委員として協議しています。



コラム

電子書籍サービスについて

市立図書館は、電子書籍サービスを2022年10月18日から開始しました。電子書籍サービスとは、電子書籍をスマートフォン、タブレット、パソコン等の端末を介して読むことができるサービスです。24時間365日いつでも・どこでも電子書籍を借りることができます。さらに音声読み上げ機能や拡大機能を使用することで、より多くの方が読書を楽しめる環境となりました。

2023年9月には、全市立小学校・中学校の児童・生徒にIDを付与し、子どもたちがタブレット端末から電子書籍サービスを利用できるようになりました。学校での活用を進めるため、同時アクセスが可能な電子書籍※1を導入し、授業や朝読書など学校での読書活動を支援していきます。

また、電子書籍サービスでは英語多読※2にも役立つ、音声付き電子書籍「Read-Along」を導入しています。子どもたちが英語に親しむ機会の充実につながることを期待しています。

※1 1点の電子書籍を、複数のアカウントで同時に閲覧することが可能です。

※2 「英語多読」とは、絵本などの絵の多いものから順に、少しずつ文字数の多い本を読んでいくことで、英語を英語のまま理解できるようになる学習法です。①辞書は引かない、②わからないところは飛ばす、③合わなくなったらやめる、の多読三原則に沿って、自分に合ったレベルの英語の本をたくさん読むことで英語力を身につけていきます。

～ 電子書籍サービスのご案内 ～

【利用対象】

利用券をお持ちの町田市在住・在勤・在学の方

【ID・パスワード】

ID：利用券番号8桁

パスワード：生年月日8桁（例）2016年1月6日⇒20160106

【貸出】

3点まで、14日以内（貸出手続きから336時間以内）

※予約がない場合に限り1回まで延長可

【予約】

3点まで、取置期間は貸出可能になった時間から3日間（72時間）

電子書籍サービスキャラクター「ブックロー」

ブックローの子ども。

特徴：羽毛は黄色で嘴はペパーミント色。丸い眉がチャームポイント。

好きなこと：本を読むこと、知らないことを知ること

嫌いなこと：早起き

友達：カワセミ三兄弟 口癖：「…なんと！」

得意技：でんぐり返し

【電子書籍サービス～Read-Along】





第2章 子ども読書の状況

1 国の動向

国は、2023年（令和5年）3月に、第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。

国の第五次計画では、子どもの読書活動の現状^{※1}として、小学生・中学生・高校生ともに1か月間の平均読書冊数は、2001年（平成13年）^{※2}よりも2022年（令和4年）の方が多いが、1か月に本を1冊も読まない子どもの割合（以下、不読率）については、第四次計画の数値目標にいずれの学校段階でも到達しなかったとしています。

目標に到達しなかった要因として、「新型コロナウイルスの感染拡大」を挙げ、各学校の臨時休業や図書館の臨時休館・開館時間の短縮等により、子どもたちが「本」にアクセスしにくい状況が影響を与えた可能性を示しています。

さらに、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（通称：読書バリアフリー法）の制定^{※3}や、教育・社会のデジタル化など、第四次計画からの社会情勢の変化も踏まえ、国は第五次計画の基本的方針を、①不読率の低減、②多様な子どもたちの読書機会の確保、③デジタル社会に対応した読書環境の整備、④子どもの視点に立った読書活動の推進、としてすべての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、社会全体で子どもの読書活動を推進する必要があるとしています。

【1か月間の平均読書冊数】

1か月間の平均読書冊数	小学生	中学生	高校生
2001年度値 (平成13年度)	6.2冊	2.1冊	1.1冊
2022年度値 (令和4年度)	13.2冊	4.7冊	1.6冊

【1か月に本を1冊も読まない子どもの割合（不読率）】

不読率	小学生	中学生	高校生
第四次計画目標値	2%以下	8%以下	26%以下
2022年度値 (令和4年度)	6.4%	18.6%	51.1%

出典：第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」

※1 「学校読書調査」（公益社団法人全国学校図書館協議会）

※2 「子どもの読書活動の推進に関する法律」は2001年に策定されました。

※3 P44「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（2019年6月施行）は、障がいの有無にかかわらずすべての人が同じように読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律です。

2 東京都の動向

東京都は、2021年（令和3年）3月に「第四次東京都子供読書活動推進計画」を策定しました。

東京都の第四次計画では、子どもの読書活動の状況^{※1}として、第三次計画の目標である小学生・中学生・高校生の不読率が数値目標^{※2}まで到達しなかったこと、特に高校生での改善が進まないことから、国の第四次計画を踏まえ、乳幼児期からの読書習慣を形成する必要性を述べています。また、本を読まなかった理由として「読むことに興味がない」、「読みたい本がなかった」の回答が多いことから、読書への意欲や関心を高めるような働きかけが引続き必要としています。

これらの課題と社会情勢の変化を踏まえ、四次計画の目指すものを、①乳幼児期からの読書習慣の形成、②学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進、③特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進、④読書の質の向上、としています。

【1か月に本を1冊も読まない子どもの割合（不読率）】

不読率	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校2年生
第三次計画目標値 2019年度 (2013年度比3割減)	1.8%	3.8%	9.2%	22.3%
2019年度値 (令和元年度)	2.9%	4.2%	9.9%	30.6%
第四次計画目標値 2025年度 (2013年度比5割減)	1.3%	2.7%	6.6%	15.9%

小学校全体で2%以下を目指す

出典：第四次東京都子供読書活動推進計画

※1 令和元年度 児童・生徒の読書活動状況等に関する調査（東京都教育委員会）

※2 第三次計画では不読率を、2013年度（平成25年度）比で2019年度（令和元年度）に3割減、2023年度（令和5年度）に半減させるとしています。

3 町田市の現状と課題

(1) 第四次町田市子ども読書活動推進計画策定後の動向

① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大時の状況

2020年2月に第四次計画を策定し、同年4月から計画期間が始まりました。同時期に世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、市立図書館も約2か月間完全休館となりました^{※1}。休館の間は、図書館ホームページに「自宅で楽しめるインターネットのデジタル資料・動画・キッズページのご紹介」の掲載を行うなど、図書館でできることを検討しました。

図書館サービスの再開は、予約資料の受渡しから始まりました。イベントや館内座

席数の制限などを段階的に緩和し、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことにともない、通常の図書館運営へと戻りました。

② 環境のデジタル化

生涯学習総務課は2019年度から構築を進めていた、町田デジタルミュージアム^{※2}を、2022年4月から全面公開しました。市立図書館でも社会環境に対応したサービスとして、2022年10月に電子書籍サービス^{※3}を導入し、利用者の利便性の向上を図りました。

全国の学校では、GIGAスクール構想^{※4}に基づくICT環境の整備が推進され、市では市内公立小学校・中学校に在籍する児童生徒に1人1台のタブレット端末の配備と、高速通信環境の整備が2020年度までに完了し、2021年度から使用を開始しました。ICT環境が整ったこともあり、市内公立小学校・中学校で市立図書館の電子書籍サービスを活用する検討を行い、2023年3月につくし野小学校、木曽中学校に先行導入しました。その結果、多くの児童・生徒が電子書籍サービスを利用したことを踏まえて、2023年9月から市内公立小学校・中学校全校の児童・生徒を対象に、電子書籍サービスIDの付与を行いました。

③ 読書環境の充実と取組

町田第一中学校の図書室は、愛称「ここまちベース」^{※5}として2022年8月から地域利用を開始しました。市立図書館では読書環境を充実させる取組として、久美堂本町田店で本の受渡しサービス^{※6}を2023年5月から開始しました。

また、高校生・若者世代への取組の一つとして、図書館や読書を楽しんでもらうことを目的に「図書館プランナー（イベントボランティア）^{※7}」を募集し、高校生・若者世代自身でイベントを企画・運営するという取組を2023年11月から始めました。

※1 市立図書館では、2020年4月8日（水曜日）から5月28日（木曜日）の間、完全休館していました。

※2 インターネットを通じて町田の歴史をわかりやすく紹介するデジタルアーカイブです。2019年度から構築を進め、部分公開をしてきましたが、2022年4月に全面公開し、町田市を代表する考古・歴史・民俗資料を、いつでも、どこでも、見ることができるようになりました。

※3 P8 コラム「電子書籍サービスについて」参照。

※4 2019年12月に文部科学省が発表した教育改革案。「Global and Innovation Gateway for All」の略。全国の児童・生徒1人に1台情報通信端末（パソコンやタブレットなど）の配布、高速大容量ネットワークの整備等を掲げています。

※5 2022年8月から町田第一中学校では、特別教室の地域利用を開始しました。市内在住、在勤、または在学している小学生以上の方（未就学児の方は、保護者同伴であれば利用可）であれば、自由に本の閲覧や自主学習等を行うことができます。

※6 リクエストした図書館資料の受け取り、リクエスト用紙の提出、資料の返却ができます。

※7 P16 コラム「図書館プランナーやっています！」参照。

(2) 子ども読書の現状

① 第四次町田市子ども読書活動推進計画の取組状況

第四次計画の取組状況については、2022年度の実績評価^{※1}で、A・Bの評価を合わせて全体の約89%となり、概ね計画通りに進んでいます。C評価の取組については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等からの事業再開の遅れや、事業への参加人数の少なさが見られました。

2022年度実績全体としては、おはなし会やイベント等で、配慮が必要な場面はありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大以前の状況に戻ってきています。

② 町田市市民参加型事業評価について

図書館に関しては、2019年度に高校生評価人も参加して行われた町田市市民参加型事業評価で、「図書館は、市民に学習機会を提供する市の大事な公共施設である。そのため、できるだけ幅広い世代、特に若い世代にも活用、認識してもらえよう、周知を適切に行ってほしい。」との意見がありました。

若者向けの事業として、中央図書館では、「TEEN LIBRARY」^{※2}や、土・日・祝日に集会室を中学生・高校生向けグループ学習室「わいわいキャレル」として開放するなどの事業を行っていますが、その他にも自習^{※3}スペースを求める声があります。中央図書館とさるびあ図書館には、自習もできる読書室を設けていますが、地域館ではスペース上の問題から難しい状況です。しかし、限られたスペースの中でも、時代のニーズに合わせてできることの検討を行っていく必要があります。併せて若者向けの事業についても、周知や若者自身が企画・運営を行う取組に力を入れていく必要があります。

③ 町田市の不読率の状況

東京都の調査^{※4}によると、学年が上がるごとに不読率は上がっていきます。傾向としては、町田市も同様です。中学生が1か月に本を1冊も読まなかった理由の多くは、「読みたい本がなかったから」、「本を読むことに興味がないから」です。不読率を下げるには、読書習慣を身に付けることはもちろんのこと、本を読むきっかけや面白いと思う本と出会うことが必要になります。次に多い理由は、「本を読む時間がなかったから」です。多忙な学生生活の中でも、隙間時間に気軽に本が読めるような環境が求められます。

また、本を読むことが好きな子どもの割合は、学年が上がるごとに下がっていきます。1か月に本を1冊も読まなかった子どもと同じように、読書習慣を身に付けることや、子どもの興味を引く取組など、本を読むことが好きなままでいてもらえる取組を考えていく必要があります。

※1 取組目標の記載は、2022年度実績から実施。各課が当年度の取組目標を立て、実績に基づきA・B・C評価を付けています。

※2 P32コラム「YAって知ってる？」参照。

※3 ここでの自習は、図書館資料を利用せずに、自分の参考書などを持ち込んで勉強することをいいます。

※4 令和4年度 児童及び生徒の読書の状況に関する調査（東京都教育委員会）

【1か月に本を1冊も読まない子どもの割合（不読率）】

2022年度 (令和4年度)	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生
町田市	1.6%	2.6%	8.3%	8.7%	8.1%	12.8%
東京都	4.5%	4.4%	4.6%	4.4%	5.1%	7.9%

2022年度 (令和4年度)	中学1年生	中学2年生	中学3年生
町田市	12.5%	12.8%	13.3%
東京都	7.4%	10.3%	12.4%

【本を読まなかった理由】

自治体・学年		読みたい本が なかったから	本を読む時間が なかったから	本を読むことに 興味がないから
町田市	中学1年生	40.9%	9.1%	63.6%
	中学2年生	61.9%	33.3%	57.1%
	中学3年生	52.2%	34.8%	52.2%
東京都	中学1年生	45.1%	24.4%	53.7%
	中学2年生	50.3%	28.5%	56.1%
	中学3年生	47.5%	39.2%	51.0%

資料：令和4年度 児童及び生徒の読書の状況に関する調査（東京都教育委員会）
※ここでの本には、教科書、雑誌、漫画、写真だけの写真集、絵だけの絵本や画集は含まない。

【本を読むことが好きな子どもの割合】

2022年度 (令和4年度)	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生
町田市	69.1%	61.4%	44.4%	42.1%	40.7%	30.7%
東京都	60.2%	52.6%	44.9%	43.2%	40.4%	36.0%

2022年度 (令和4年度)	中学1年生	中学2年生	中学3年生
町田市	29.5%	24.4%	27.7%
東京都	31.3%	29.3%	33.0%

資料：令和4年度 児童及び生徒の読書の状況に関する調査（東京都教育委員会）

(3) 子ども読書の課題

① 不読率の低減

第五次計画では、1か月に本を1冊も読まない子どもの割合（不読率）を下げ、本を読むことが好きな子どもの割合を上げていくことが必要です。そのためにも、成長段階に応じた本の紹介や、おはなし会などの今まで行ってきた取組をより充実させる必要があります。小さい頃から本に触れあい、読書習慣を身に付けることで、自分に合った本を子ども自身で選べるようになると、興味の幅も広がっていくと思われます。さらにこれからは、子どもたちに読書に興味を持ってもらうことが必要です。子ども・若者自身がイベントを企画するなど、同世代が興味を持つような取組が重要です。

② 読書環境の整備と機会の確保

子どもがいつでも・どこでも本を読める環境が、整っていることが理想です。昨今の多忙な学生生活を考えると、スマートフォンで読むことができる電子書籍サービスの利用を勧めることも有効な手法と考えられます^{※1}。国の計画でも、子どもの視点（同世代の若者で行う取組や子ども・若者の意見の取入れなど）と併せて、デジタル社会への対応も求められています。

その他にも、多様な子どもたちの読書機会の確保が求められています。文字を読むことが難しい子どもや外国にルーツのある子どもなどの多様な子どもたちに対して、子どもたちの状況に応じたさまざまな「本（電子媒体の本、LLブック^{※2}のような理解がしやすい本、やさしい日本語で書かれている本など）」があります。そういった媒体にとらわれないアクセシブルな「本」^{※3}の整備や、多くの人にアクセシブルな「本」の存在を知ってもらうことが必要です。

③ 人材の育成・支援

上記のような、子どもが本に出会うきっかけの提供や、いつでも本が読める環境を支えるためにも、読書活動に関わる人材が重要になります。学校での業務や地域のボランティア、家庭での読み聞かせなど、成長段階に応じた読み聞かせや本の紹介などに取組むことで、子どもの読書活動を広げ、支えてくれています。そういった人々への研修やフォローが大切になります。

※1 令和4年度 青少年のインターネット利用環境実態調査（内閣府）によると、インターネット接続機器の利用率は、スマートフォン中学生78.9%・高校生97.9%、契約していないスマートフォン中学生13.4%・高校生7.6%となっています。

※2・3 P24コラム「みんなが読めるアクセシブルな本」参照。



コラム

図書館プランナーやっています！

図書館プランナーは、「自由な発想で、図書館でやってみたいことをやろう」というコンセプトで、イベントや図書館でやってみたいことの企画・運営などを行う、15歳(中学生を除く)から25歳までのイベントボランティアです。2023年11月から中央図書館で活動を始めました。

第1弾の企画として、2024年5月に「本の福袋」を企画しました。「本の福袋」とは、袋の中に何の本が入っているのか分からない状態で本を借りていただく企画です。図書館プランナーが選んだ推し本を、本人たちが描いたPOPを頼りに、気に入った袋ごと借りていただきます。福袋を借りた方からは、「福袋をきっかけに新しい出会いがあって良かった」、「どんな本が入っているのだろうとワクワクしました」との嬉しい感想をいただきました。

また、若者世代のみなさんとイベントを行うにはどうすれば良いかを検討するため、まずは図書館プランナー自ら体験する「プレイベント」を行っています。「TRPG 初心者講座」や、好きなものについて一晩中自由に語る(発表する)「推し語り会」などを行いました。その他にも、中央図書館で行っている中学生・高校生向け回遊型謎解きイベント「まちクエ」の先取り体験や、図書館のイベントの手伝いなども行っています。

少しずつ活動を進めていますので、イベントを行った際にはぜひご参加ください！

【「本の福袋」企画】



【図書館プランナー活動中】

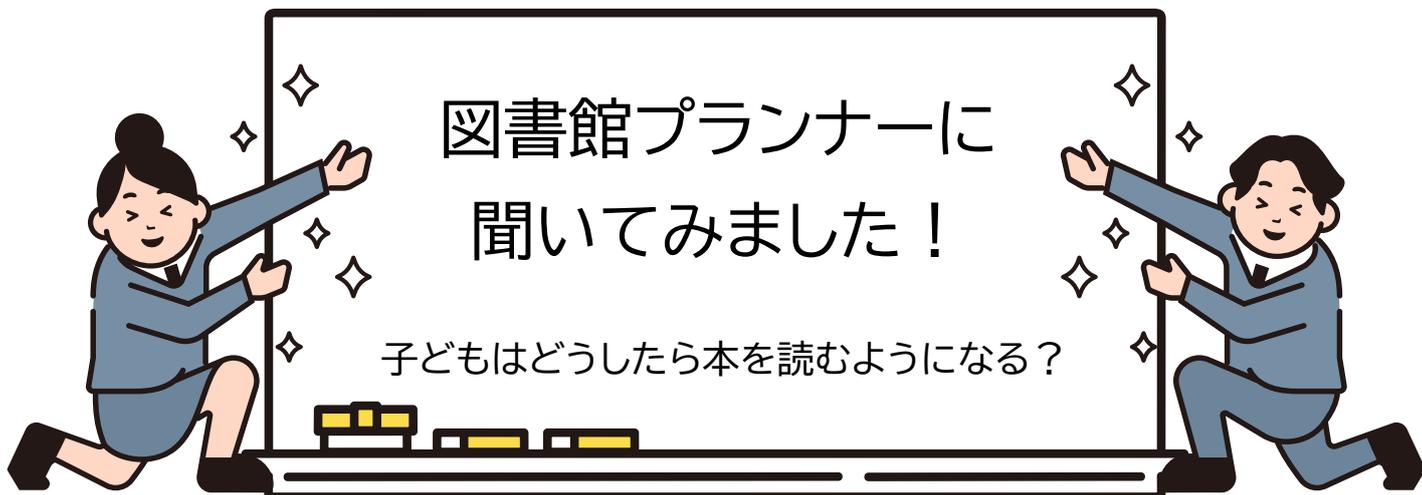


【TRPG 初心者講座】



【「まちクエ」先取り体験】





みんなは何きっかけで本を読むようになった？

親が本を読むのを見ていたし、家に本がたくさんあった

ドラマやアニメ等から興味を持って原作を読むようになった

ドラマや映画・ゲームから興味を持って原作を読むようになった

小さい頃やっていたアニメを見て、原作を読んだ

小学校では、授業で読書の時間(図書の日)や朝読があったから本を読んだ

中学校・高等学校になるとそういう時間がなくなるんだよね~!

じゃあ、どうすればみんな本を読むようになるかな？

事

家に本があると、自然と読むようになる

昔のように外で紙芝居を行う！

図書の時間や朝読の時、学校図書館におすすめ本や特集があると選びやすいよね

事

まわり(環境)に本があったり、本に触れる機会があったりすると良くてことかな？



ちなみに、どんな図書館なら来たいかな？

アニメやドラマの聖地巡礼
の対象になる

イベントを開催する

有名人を呼ぶ

学校図書館は、司書さん
と仲良くなって行くように
なった

雑誌の付録コーナーや
アイドルのコーナーなどが
あると良い

アイドルやアニメなどの推し
活に役立つ雑誌があると良い

CD・DVDが増えると良い

図書館には趣味や推し活に役立つものが欲しいんだね！



みんなの本を選ぶ決め手は何？

帯！（何万部発行・
〇〇大賞受賞・△△で評判
など）

主人公の性格（ちょっと
読んでみた印象）

口コミやレビューを調べたりする

流行ってる本（X・Instagram・
SNS・ニュースなど）

本の表紙（デザイン・タイトルなど）



結構、見た目や流行は重要事項！図書館で借りて読んでから、欲しい本だけ買うなんて意見もあって、そんなところはしっかりしてるよね！



図書館プランナーの意見は図書館や色々な人たちに伝えて、計画作りに活かします。貴重な意見をどうもありがとう！！

★図書館プランナーP12、16 参照 ★計画策定委員会事務局(書):中央図書館職員



第3章 計画の基本的な考え方



～ 計画中の用語について ～

この計画における用語の定義は以下の通りとします。

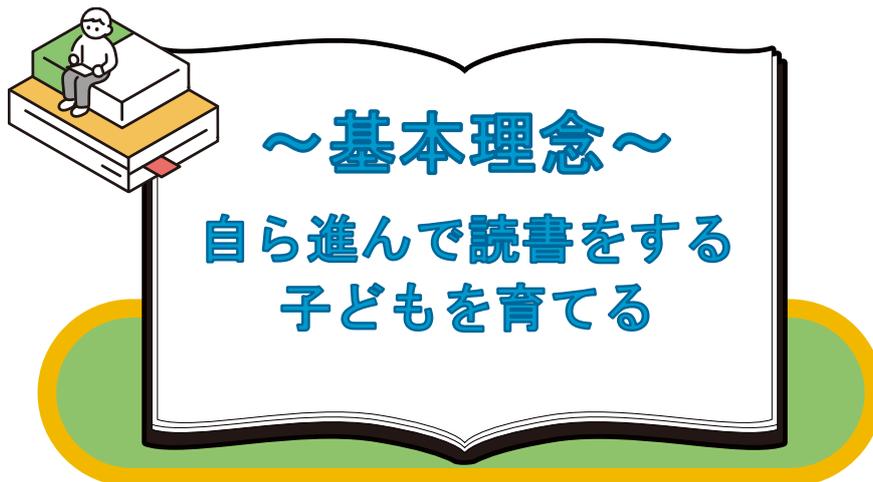
【本（書籍・図書）】

「本」には、新聞、雑誌、チラシ、インターネット記事は含まない。
文字のない絵本や、図鑑は「本」に含む。また、媒体は問わず、電子書籍（オーディオブック含む）やマルチメディアデージー、点字、音訳されたものも含むものとする。

【読書】

本（書籍・図書）を読むこと。「読書」には教科書、参考書、マンガは含まない。
読み聞かせも「読書」とする。

1 基本理念



現在、子どもたちを取巻く社会環境は目まぐるしく変化しています。多くの情報から必要なもの、正しいものを自分で選び、再構築できる力が必要となっています。読書は、読解力・想像力・思考力・表現力等を養い、これからの社会で必要とされる能力を育むのに、最適な手段と考えられます。自ら進んで読書をすることで、「町田市教育プラン24-28」に掲げる「学び続ける力」が身に付き、生涯を通してさまざまなことを学ぶことで、自身のウェルビーイングの向上につながっていきます。

そのためにも、家庭や地域、学校等が連携・協働することで、社会全体で一体的、魅力的に子ども読書活動を実施していくことが必要です。

2 基本目標

基本目標Ⅰ：子どもが本と出会うきっかけ作り

読書習慣は乳幼児期から身に付けていくものです。子どもたちに「読書は楽しい」と感じてもらえるよう、成長段階に応じて子どもの興味を引く取組を行い、読書習慣につながるようにすることが大切です。また、不読率の高い高校生世代には、同年代と一緒に参加し楽しめる取組も必要です。

子どもたちが「お気に入りの本」に出会えるよう、本に触れあえるさまざまな機会を提供していきます。

基本目標Ⅱ：いつでも身近なところに本がある環境作り

子どもたちが読書をする環境は、GIGAスクール構想等の社会のデジタル化に対応していくことが求められています。また、文字を読むことが難しい子ども、外国にルーツのある子どもなどの多様な子どもたちに対して、読書ができる環境を提供することも求められます。

それぞれのニーズに合わせて、電子書籍（オーディオブック含む）やマルチメディアデ

イージー※、点字など、さまざまな種類の「本」が選択できるようにしていきます。

また、本の充実だけでなく、子どもたちやその保護者に、本に触れられる場所や機会があることを知ってもらうことも必要です。そのため、子ども向けの読書イベントや、読書活動に関する情報の発信を行っていきます。

基本目標Ⅲ：子どもの読書に関わる人の育成と支援

地域の中で、読書に関わる人の裾野を広げ、活動を活性化していくことで、子どもたちが本に触れる機会が増えていきます。成長段階に応じて最適な本を薦めてくれる人、おはなし会やブックトークで読書の楽しさを教えてくれる人、読み聞かせをしてくれる家族など、施設や地域、家庭でそれぞれ子どもたちの読書環境を支え広めてくれる人を育成・支援していきます。

また、読書活動のための人材の確保や、スキルアップのための研修などを引続き進めていきます。

※ P24 コラム「みんなが読めるアクセシブルな本」参照。



コラム

コラボ特集

市立図書館では、市役所の各部署とコラボ特集を定期的に行っています。テーマに関連した本を集めて特集コーナーを設けたり、工夫を凝らした展示を行ったりしています。大人も子どもも楽しめるものや、中央図書館の4階大壁面を利用した展示まで、さまざまな特集を行っています。

2023年度は、子どもも楽しめるような「バスの日」、「ごみしゅうしゅうしゃの火事をふせごう!」、「食育月間」などを中央図書館大壁面で行い、子どもや保護者が手に取りやすい児童書を中心に本を集めました。「バスの日」は、バスやのりもの関係の絵本、「食育月間」は、食べ物自体や料理の作り方、お店のはなしなどの児童書・絵本を集めました。また、移動図書館でも「D-books(D ブックス)※」の特集を行い、子ども向けには、「絵本 子どもに伝える認知症シリーズ」やヤングケアラーを扱った児童書などを集めました。コラボ特集をきっかけに、子どもたちにさまざまなことを知ってもらい、興味を持ってもらえればと思います。

※ 認知症(Dementia)の人やその家族のエッセイ、認知症について説明された本などを通じて、認知症への理解を深めると同時に、認知症の人の想いを届ける取組です。

【ごみしゅうしゅうしゃの火事をふせごう!】



【D-books (D ブックス)】

9月は「世界アルツハイマー月間」

D-books 

読んでみませんか

町田市では、「認知症とともに生きるまちづくり」をすすめています。D-booksは、認知症(Dementia)の人やその家族のエッセイ、認知症について説明された本などを通じて、認知症への理解を深めると同時に、認知症の人の想いを届ける取組です。

【期間】9月15日(金)～10月11日(水)

3 成果指標

本計画の基本理念である「自ら進んで読書をする子どもを育てる」を目指すため、成果指標を設定します。

指標は、「児童及び生徒の読書の状況に関する調査（東京都教育委員会）」を基に、計画検討時直近の数値と計画期間最後の調査の数値を使用します。読書好きの子どもを増やし、本を読まない子どもの割合を減らすことを目指します。

また、各目標に対しても、取組を毎年度「町田市子ども読書活動推進計画推進会議」にて報告し、進捗状況の確認・点検を行います。

【1か月に1冊も本を読まない子どもの割合（不読率）】

町田市	小学2年生	小学5年生	小学生平均	中学2年生	中学生平均
2022年度 (令和4年度)	2.6%	8.1%	7.0%	12.8%	12.9%
第五次計画目標値 2028年度 (令和10年度)	2.3%	7.3%	6.3%	12.0%	11.6%

資料：令和4年度 児童及び生徒の読書の状況に関する調査（東京都教育委員会）
※ここでの本には、教科書、雑誌、漫画、写真だけの写真集、
絵だけの絵本や画集は含まない。

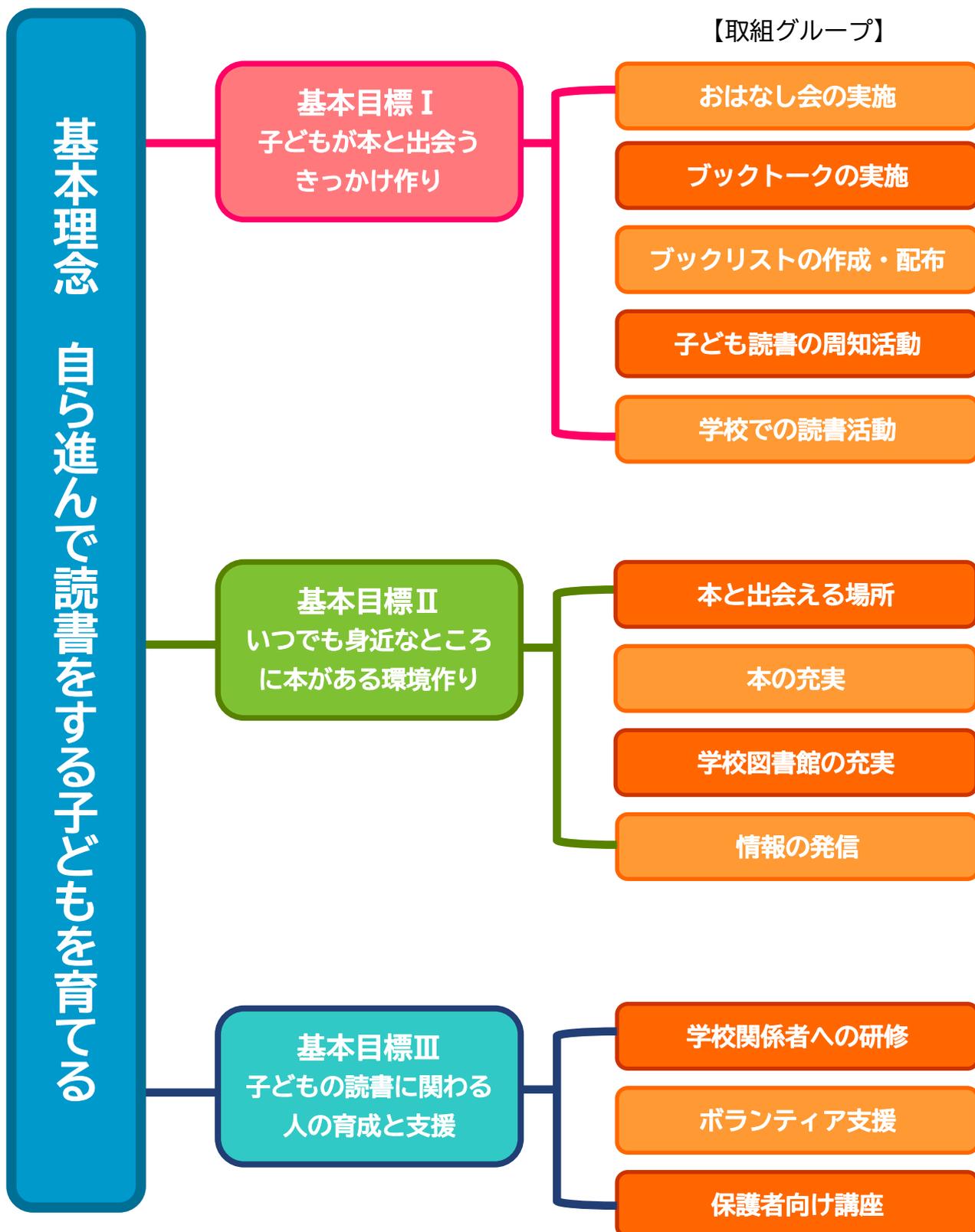
【本を読むことが好きな子どもの割合】

町田市	小学2年生	小学5年生	小学生平均	中学2年生	中学生平均
2022年度 (令和4年度)	61.4%	40.7%	48.1%	24.4%	27.3%
第五次計画目標値 2028年度 (令和10年度)	67.5%	44.8%	52.9%	26.8%	30.0%

資料：令和4年度 児童及び生徒の読書の状況に関する調査（東京都教育委員会）

4 計画の体系

基本理念・基本目標に基づいた取組が実施されます。取組は取組グループごとにまとめて表示します。



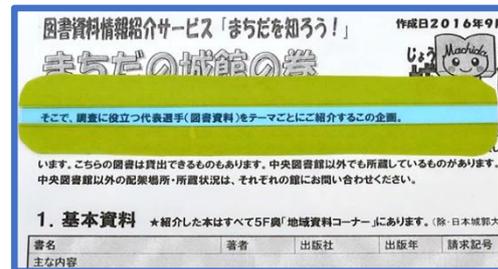


2019年6月に「読書バリアフリー法」※1が成立し、すべての人に読書機会の確保が求められています。

身体・視覚に障がいがある、発達に障がいがある、ルーツが外国にあるなど、さまざまな理由で本を読むことが難しい人たちがいます。そういった人たちも読書が楽しめるように設計されている、「アクセシブルな本」があります。「アクセシブルな本」とは「利用しやすい本」という意味です。媒体は紙に限らず、音声や電子であったり、文字も点字で書かれていたり、文言にも説明がついている本があったりします。本を読むことが難しい状況に応じた「アクセシブルな本」があり、そういった「本」を利用したい人がいつでも利用できる環境になるように、多くの人にその存在を知ってもらうことが必要と考えます。

また、通常の本でも拡大読書器や、リーディングトラッカー※2のような読書補助用具を使用すると読みやすくなる人もいます。市立図書館では、「アクセシブルな本」と併せて、読書が快適になる環境も体験できるようにしていきます。

【リーディングトラッカー】



※1 P44 参照。正式名称は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」。

※2 前後の行を隠すことで、読みたい行だけに集中できる読書補助用具。

～ みんなが読めるアクセシブルな本 ～

■LLブック

「LL」とは、スウェーデン語の「Lättläst (やさしく読みやすい)」の略。文章は分かち書きでふりがながふってあり、絵やピクトグラムなどで分かりやすく、誰もが読めるように工夫されている本です。

■点字図書

指で触って読む本です。点字は縦3、横2の6つの凸点で文字を表しています。凸点を維持するため一定の厚さの紙が必要で、また、漢字がないため点字に翻訳すると多くの冊数が必要になります。

■点字絵本

目が見える人も見えない人も一緒に楽しめるように、点字・点図（凸点を並べて描いた絵や図）が施された絵本です。

■音声DAISY (デイジー)

「DAISY」は、「Digital Accessible Information System (アクセシブルな情報システム)」の略。目が見えない人や紙で本を読むことが難しい人のための「音の本」です。見た目はCDと同じですが、章ごとに区切りがついていて好きなところから再生できたり、聞く速さを変えたりできるように作られています。

■マルチメディアDAISY (デイジー)

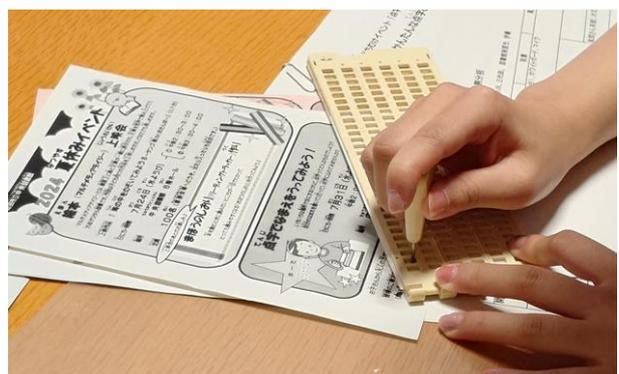
パソコン等や専用再生機で再生するもので、音声だけではなく、文字や画像がハイライトされる仕組みになっているので、視覚・聴覚から情報を得ることができます。

その他にも、電子書籍サービスでは字を拡大することができます。また、テキスト読み上げに対応しているコンテンツ(本)も多くあり、音声付きのコンテンツやオーディオブックも導入しています。

【夏休みイベント「マルチメディアデイジー上映会」の展示】



【夏休みイベント「点字で名前をうってみよう！」】





第4章 計画の取組

1 取組一覧



基本理念 自ら進んで読書をする子どもを育てる



基本目標Ⅰ 子どもが本と出会うきっかけ作り

取組グループ	取組番号	町田市教育プラン 24-28	新規・継続	取組名	担当課	対 象					
						乳児	幼児	小学生	中学生	保護者	その他
おはなし会の実施	1		継続	図書館のおはなし会	図書館	○	○	○		○	
	2		新規	文学館のおはなし会	図書館（文学館）	○	○			○	
	3		継続	学童保育クラブのおはなし会	児童青少年課			○			
	4		継続	子どもセンターのおはなし会	児童青少年課	○	○	○	○	○	
	5		継続	「子育てひろば」のおはなし会	子育て推進課	○	○			○	
ブックトークの実施	6		継続	児童・生徒へのブックトーク	図書館		○	○	○		
ブックリストの作成・配布	7		継続	おすすめブックリスト	図書館	○	○	○	○	○	○
	8		継続	赤ちゃんにおすすめの絵本の紹介	保健予防課	○				○	
子ども読書の周知活動	9	○	継続	図書館のイベント・講座	図書館			○	○		
	10	○	新規	若者の参画イベント	図書館				○		
	11		継続	図書館見学の受け入れ（利用ガイダンス、施設見学）	図書館		○	○	○		
	12	○	新規	移動図書館の出張運行	図書館	○	○	○		○	○
	13	○	継続	文学館のイベント・講座	図書館（文学館）			○	○		
	14	○	新規	絵本、児童文学、漫画を題材にした展覧会	図書館（文学館）	○	○	○	○	○	○
	15		継続	マイ保育園登録時の絵本配布	子育て推進課	○				○	
学校での読書活動	16		継続	各校特色のある読書活動	指導課			○	○		

※ 第四次町田市子ども読書活動推進計画に掲載されていない取組を「新規」、引続き取組む取組を「継続」としています。

※ 中学生～：中学生～高校生世代 その他：先生や施設職員・市職員・ボランティアなどを含みます。

基本目標Ⅱ いつでも身近なところに本がある環境作り

取組グループ	取組番号	町田市教育プラン 24-28	新規・継続	取組名	担当課	対 象					
						乳児	幼児	小学生	中学生	保護者	その他
本と出会う場所	1		新規	町田第一中学校図書室 ここまちベース	生涯学習センター	○	○	○	○	○	○
	2		新規	玉川学園駅前連絡所 児童図書室	市民課（玉川学園駅前連絡所）	○	○	○		○	
本の充実	3		継続	図書館	図書館	○	○	○	○	○	○
	4		継続	子どもセンター	児童青少年課	○	○	○	○	○	
	5		継続	公立保育園および地域 子育て相談センター	子育て推進課	○	○			○	
学校図書館の充実	6		継続	学校図書館支援貸出	図書館				○	○	○
	7	○	継続	学校図書館の蔵書整備	教育総務課				○	○	
	8		継続	「学校図書館活用の 手引き」の活用	指導課						○
	9	○	新規	学校図書館の運営人材 の確保	指導課						○
	10	○	新規	電子書籍サービスの 活用	指導課				○	○	
情報の発信	11		継続	図書館ホームページ等 での情報発信	図書館				○	○	○
	12		新規	「みんなが読める本」 の周知活動	図書館		○	○	○	○	○
	13		継続	「家庭学習推進の手引 き」の提供	指導課						○
	14		継続	「子育てひろばカレン ダー」の発行	子育て推進課						○

基本目標Ⅲ 子どもの読書に関わる人の育成と支援

取組グループ	取組番号	町田市教育プラン 24-28	新規・継続	取組名	担当課	対 象					
						乳児	幼児	小学生	中学生	保護者	その他
学校関係者への研修	1		継続	学校図書館担当者研修	指導課						○
	2		継続	新任教諭への図書館 研修	指導課						○
ボランティア支援	3	○	継続	市民向け絵本の読み聞 かせ講座	図書館						○
	4	○	継続	おはなし会ボランティ アの養成講座	図書館						○
保護者向け講座	5		継続	児童文学講座	図書館（文学館）						○

※ 第四次町田市子ども読書活動推進計画に掲載されていない取組を「新規」、引続き取組む取組を「継続」としています。

※ 中学生～：中学生～高校生世代 その他：先生や施設職員・市職員・ボランティアなどを含みます。

2 個別の取組



基本目標Ⅰ 子どもが本と出会うきっかけ作り

※ 対象について 乳：乳児 幼：幼児 小：小学生 中：中学生～高校生世代 保：保護者 他：その他_先生や施設職員・市職員・ボランティアなどを含みます。

【おはなし会の実施】

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I-1	図書館のおはなし会	乳幼児向けから小学校低学年向けまで、年齢にあったおはなし会を行い、子どもや保護者におはなしの楽しさを味わってもらいます。 子どもが本に親しみ、本に興味を持ってもらえるように読書の機会を提供します。	絵本の読み聞かせや紙芝居、語り※を聞いてもらい、親子で楽しく過ごせる時間と場所を提供します。 読書に興味を持ってもらえるように、おすすめ本の紹介や、年齢に応じたプログラムを用意していきます。
担当課	図書館			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
乳幼小保				

※ 語り手がおはなしを覚えて、絵本や台本を見ずに、聞き手に情景が目浮かぶようにおはなしを語ることです。

新 規		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I-2	文学館のおはなし会	絵本や紙芝居の読み聞かせ、わらべうたやことば遊びを通じた親子のコミュニケーションを促し、「ことばの扉」となるような事業を行います。	保育士とボランティアの連携によって、より充実したプログラムの提供を目指します。
担当課	図書館(文学館)			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
乳幼保				

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I-3	学童保育クラブのおはなし会	学童保育クラブに入会する子どもたちが、本に親しんでもらえるようにおはなし会を行います。	地域のボランティア団体と連携するほかに、学童保育クラブの指定管理者に図書館の読み聞かせ講座の開催についても周知を行い、おはなし会の充実につなげます。
担当課	児童青少年課			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
小				

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I-4	子どもセンターのおはなし会	子どもセンターに来館する子どもたちが、本に親しめるように、地域のボランティア団体と連携しながら、おはなし会を行います。	おはなし会で地域のボランティア団体と連携しながら、おはなし会のテーマに沿った本の紹介をするなど、子どもが本に興味を持てるような環境を工夫します。
担当課	児童青少年課			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
乳幼小中保				

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I-5	「子育てひろば」のおはなし会	乳幼児を対象とした「子育てひろば」※で、絵本の読み聞かせを行います。 また、その年齢にあった絵本や、季節の絵本などの紹介を利用者に行います。	今後も「子育てひろば」で絵本の読み聞かせを行っていきます。 職員だけではなく、「子育てひろば」の利用者が読み手となるなど、絵本に触れる機会を増やしていきます。
担当課	子育て推進課			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
乳幼保				

※ ご家庭で育児をしている保護者を対象に、あそびや育児の情報交換する場です。

【ブックトークの実施】

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I-6	児童・生徒へのブックトーク	図書館職員が学校へ出向き、学校の読書活動の一環として、テーマに沿って本を組み合わせ紹介するブックトークを行い、読書の楽しさを伝えます。 また、図書館の紹介や利用案内も行います。	学校からの依頼に応えられるよう、シナリオやスキルを蓄積、共有し、継続してブックトークを行えるようにしていきます。
担当課	図書館			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
幼小中				

【ブックリストの作成・配布】

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I-7	おすすめブックリスト	図書館で購入した児童図書の中から、図書館職員が選んだおすすめ本を集めて、年代別のリーフレットを作成・配布します。 それぞれに、おすすめ本の簡単な解説を掲載します。	子どもにどんな本を選ばばいいのか困っている保護者や、面白い本がないかと探している子どもたちに向けて、作成・配布していきます。 また、配布効果を検証し、配布先や配布方法を検討していきます。
担当課	図書館			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
乳幼小中保他				

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I-8	赤ちゃんにおすすめの絵本の紹介	出産後の保護者と接する健診等の機会に、赤ちゃんにおすすめの絵本について情報提供します。	紹介する時期や媒体など、効果的な方法を検討しながら行っていきます。
担当課	保健予防課			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
乳保				

【子ども読書の周知活動】

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I-9	図書館のイベント・講座	子ども・若者が読書や図書館に興味を持つきっかけとなるような、イベント・講座を行います。	人気がある「一日図書館員」のような職場体験イベント以外についても、参加者が増えるように周知等を行っていきます。
担当課	図書館			
町田市教育プラン 24-28	○			
対 象				
小中				

新 規		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I-10	若者の参画イベント	若者が読書や図書館に興味を持つきっかけとなるように、同世代の若者自身が、自分たちが楽しいと思うイベントの企画・運営を行います。	若者自身が計画し、運営していくことができるようにサポートを行っていきます。
担当課	図書館			
町田市教育プラン 24-28	○			
対 象				
中				

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I-11	図書館見学の受け入れ (利用ガイドダンス、施設見学)	学校からの見学依頼を受け、 図書館案内や書庫のバックヤード見学などを行い、図書館や本に興味関心を持ってもらいます。	今後も幅広く受け入れていきます。 対象学年に応じて内容を工夫し、図書館や本に興味を持ってもらえるようにしていきます。
担当課	図書館			
町田市教育プラン 24-28				
対 象	幼小中			

新 規		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I-12	移動図書館の出張運行	保育園、幼稚園、イベント会場など、子どもが集まる場所に移動図書館の出張運行を行います。 本の貸出のほか、紙芝居やミニおはなし会などを行いながら、本に触れる機会を作ります。	保育園、幼稚園など子どもが集まる場所への出張運行を増やします。
担当課	図書館			
町田市教育プラン 24-28	○			
対 象	乳幼小保他			

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I-13	文学館のイベント・講座	町田市内の小学校・中学校・高等学校に在学する生徒を対象に「ショートショートコンクール」を開催します。 コンテストを通じて自由に「書くこと」の楽しさを伝えます。	コンテストの周知に努めるとともに、コンテストに応募するための作品の書き方を、担当職員が出張授業を通じて積極的に指導します。
担当課	図書館 (文学館)			
町田市教育プラン 24-28	○			
対 象	小中			

新 規		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I-14	絵本、児童文学、漫画を題材にした展覧会	夏季には絵本作家や子ども向け（主として乳幼児から小学校低学年とその保護者）のテーマを扱った企画展を開催します。 漫画など文学に隣接するジャンルの展覧会の開催に積極的に取り組みます。	展覧会を開催し、子どもたちが本物に触れる機会を提供することで、その魅力を味わう感性を育みます。
担当課	図書館 (文学館)			
町田市教育プラン 24-28	○			
対 象	乳幼小中保他			

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I-15	マイ保育園 登録時の絵 本配布	マイ保育園※に初めて登録する0歳児のご家庭に、図書館のブックリストを参考に選んだ絵本のプレゼントを行います。	引続き絵本のプレゼントを行い、マイ保育園の登録を勧めるとともに、絵本を通じて子どもと楽しい時間を過ごせるようにと考えています。
担当課	子育て推進課			
町田市教育プラン	24-28			
対 象				
乳保				

※ 家庭で子育てをしている保護者が、市内の保育園や認定こども園に登録をすることで、「育児のかかりつけ窓口」として、気軽に相談ができる子育て支援です。

【学校での読書活動】

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	I-16	各校特色のある読書活動	学校の教育計画の「指導の重点」に明記して、市立小学校・中学校で、それぞれ特色ある読書活動に継続的に取り組みます。	本の読み聞かせなどの読書集会や、学校行事と結び付けた動機づけを行うなど、読書量の増加や質の向上を行っていきます。
担当課	指導課			
町田市教育プラン	24-28			
対 象				
小中				



コラム

YA って知ってる？

「YA」とは、「Young Adult(ヤングアダルト)」の略です。中学生・高校生世代を中心とした10代を指しています。言葉としては馴染が薄い「YA」ですが、市立図書館では子どもから大人になっていく、この時期に適した本の紹介や、イベントなどの「YA サービス」を多く行っています。図書館や読書から離れがちな年代ですが、読書を楽しめるよう、また、必要な時に情報を得られるよう、さまざまなサービスを提供しています。

～ YA サービスについて ～

【YA コーナー】

中央図書館には「TEEN LIBRARY (YA コーナー)」があり、図書館の本を使って勉強ができるスペースがあります。小説、ライトノベル、雑誌、漫画などありますが、進路を考える本、職業についての本、勉強の役に立ちそうな本など、さまざまな分野の本をそろえています。イラスト好きな方のための書き込みノート「わいわいのおと」も置いてあります。

【わいわいキャレル】

中央図書館では、土・日・祝日に、6階の集会室を中学生・高校生向けグループ学習室「わいわいキャレル」として開放しています。1回の利用時間は3時間で、最大4グループまで利用可能です。4階メインカウンターで受付しています。ご利用には町田市立図書館の利用券が必要です。

【YA 通信】

YA 向け情報誌。不定期発行。新着本やおすすめ本の紹介、イベント情報などを掲載しています。

【YA 向けイベント】

図書館員の仕事を体験できる「一日図書館員」や、図書館の使い方が学べる「まちクエ」、YA 世代向け映画上映会「Y シネマ」などを行っています。

【中央図書館「TEEN LIBRARY (YA コーナー)」】



【中央図書館「わいわいキャレル」】





基本目標Ⅱ いつでも身近なところに本がある環境作り

※ 対象について 乳：乳児 幼：幼児 小：小学生 中：中学生～高校生世代 保：保護者 他：その他_先生や施設職員・市職員・ボランティアなどを含みます。

【本と出会える場所】

新規		取組名	内容	今後の方向性
番号	Ⅱ-1	町田第一中学校図書室 ここまちベース	町田第一中学校の図書室「ここまちベース」を、図書室にある本を読む場所というだけではなく、学習支援や各種イベントを行うことで、学びの場、憩いの場、多世代交流の場とします。	多様な世代の自主的な学びを支援し、地域住民の活動拠点となるような取組を推進します。
担当課	生涯学習センター			
町田市教育プラン 24-28				
対象	乳幼小中保他			

新規		取組名	内容	今後の方向性
番号	Ⅱ-2	玉川学園駅前連絡所 児童図書室	児童図書室には、乳幼児向けの絵本から、児童書、紙芝居など約7,000冊の本があります。 1人4冊、2週間借りることができます。対象は、町田市在住・在学・在勤の方です。	多くの人に利用してもらえるよう、子ども向けチラシを作成するなどPRを強化します。 また、特集コーナーを充実させて、本への関心を深められるよう働きかけを行います。
担当課	市民課 (玉川学園駅前連絡所)			
町田市教育プラン 24-28				
対象	乳幼小保			

※ その他の本と出会える場所は、P39のコラム「本と出会える場所」で紹介しています。

【本の充実】

継続		取組名	内容	今後の方向性
番号	Ⅱ-3	図書館	子どもたちに読書を楽しんでもらえるように、蔵書の構成を踏まえて、実際に現物を確認し、内容を精査してから購入します。 子どもたちの興味を引くような本や、調べ学習に対応できるような本など、さまざまなニーズに幅広く対応できるようにします。	図書館でも「えいごのまちだ」に貢献できるように、英語絵本・児童書を充実させていきます。 また、多様な子どもたちの読書環境を整えるため、「やさしい日本語」の本についても導入検討を行っていきます。
担当課	図書館			
町田市教育プラン 24-28				
対象	乳幼小中保他			

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅱ-4	子どもセンター	子どもセンターぱお分館 WAAAOは、「絵本の世界へようこそ」がコンセプトです。 子どもたちに本に親しんでもらえるよう「ドキドキ図書コーナー」のスペースを設置しています。	多くの子どもたちが本を手にとり、本に興味を持ってもらえるように、低い書棚に配架するなどの工夫を行います。
担当課	児童青少年課			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
乳幼小中保				

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅱ-5	公立保育園 および地域 子育て相談 センター	身近で絵本が借りられるよう、絵本の貸し出しを行います。 図書館からのリサイクル図書を利用し、本の入れ替えを定期的に行っています。 貸し出しの際には、季節の本や子どもに人気の本を紹介し、興味関心を持ってもらえるように行います。	引続き絵本の貸し出しを行い、併せて絵本の紹介も行っていきます。 また、地域子育て相談センターでは年齢に応じた絵本の紹介も行っていきます。
担当課	子育て推進課			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
乳幼保				

【学校図書館の充実】

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅱ-6	学校図書館 支援貸出	さるびあ図書館を拠点に、学校図書館への支援貸出を行います。 学校での調べ学習をサポートするため、図書館で必要に合わせた本を選び、配本しています。	テーマ別の貸出セットなどを利用して、スムーズで簡単に支援貸出ができるようにします。
担当課	図書館			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
小中他				

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅱ-7	学校図書館 の蔵書整備	児童生徒が本に触れあう機会を増やし、豊かな知識や心を持つことができるよう、学校図書館図書標準 ^{※1} の達成と廃棄規準に基づき、計画的に蔵書の更新を進めます。	各学校図書館が十分な蔵書数を確保でき、蔵書の更新が適正に行われるように、引続き学校図書館図書標準および学校図書更新比率 ^{※2} の全国平均以上の達成を目指します。
担当課	教育 総務課			
町田市教育プラン 24-28	○			
対 象				
小中				

※1 学校図書館に整備すべき本の標準数。

※2 新規に受け入れた本の数と廃棄した本の数を合わせて、年間の蔵書数で割った数。

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅱ-8	「学校図書館 活用の手引き」の活 用	児童・生徒の読書活動の充実のため、「学校図書館活用の手引き」の活用状況を把握し、学校図書館担当者研修会の研修等の内容に反映させます。	「学校図書館活用の手引き」を活用し、市立学校図書館の蔵書および運営の充実を行っていきます。
担当課	指導課			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
他				

新 規		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅱ-9	学校図書館 の運営人材 の確保	学校司書等の学校図書館の運営を担う人材確保の方法を検討するとともに、「小・中学校モデル事業」を行います。	学校司書等の学校図書館の運営を担う人材確保の方法を検討します。 併せて、学校図書指導員に加えて司書、司書補または司書教諭の資格を有する方を巡回型職員として任用するなどの検討を行い、モデル事業を進めていきます。
担当課	指導課			
町田市教育プラン 24-28	○			
対 象				
他				

新 規		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅱ-10	電子書籍 サービスの 活用	学校図書館の機能充実を行うため、学校では市立図書館の電子書籍サービスを活用します。	市立小学校・中学校に通う全児童・生徒に配布している電子書籍サービスのIDを活用し、読書習慣の確立につなげていきます。
担当課	指導課			
町田市教育プラン 24-28	○			
対 象				
小中				

【情報の発信】

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅱ-11	図書館ホームページ等での情報発信	子どもたちの読書のきっかけや、本との出会いとなるように、イベント（おはなし会など）の情報や、おすすめ本リスト等を、図書館ホームページ、まちだ子育てサイト、X（旧Twitter）でお知らせします。 また、図書館ホームページでは、本と出会える場所や団体の情報をまとめた「町田市読書MAP」や、学校の先生に向けた「市内小・中学校の先生方へ」など、幅広い情報を掲載します。	図書館ホームページやまちだ子育てサイトで、情報を分かりやすく発信するため、見やすいページ作りを目指していきます。
担当課	図書館			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
小中保他				

新 規		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅱ-12	「みんなが読める本※」の周知活動	みんなが読むことができるさまざまな「本」があります。「本」を必要としている子どもだけではなく、周りの人たちにも知ってもらえるように、周知活動を行います。	紙に文字が印字されている本だけではなく、点字や音声などの本や、ピクトグラムなどで読みやすく工夫されている本など、さまざまな「本」があることを、イベントや研修などで周知していきます。
担当課	図書館			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
幼小中保他				

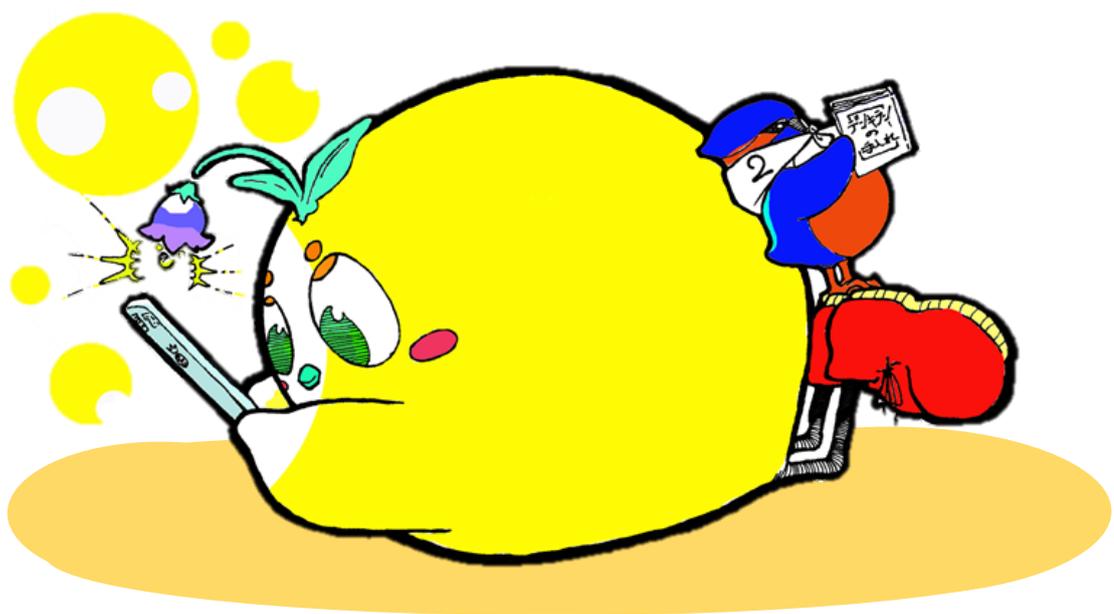
※ 「みんなが読める本」については、P24のコラム「みんなが読めるアクセシブルな本」で紹介しています。



電子書籍サービスキャラクター「ブックロー」

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅱ-13	「家庭学習推進の手引き」の提供	「家庭学習推進の手引き」を全家庭に配付し、読書に親しむことを広めていきます。	市立小学校・中学校に通う新1年生の児童・生徒の家庭に「家庭学習推進の手引き」を配付し、子どもたちに読書習慣が身に付くことを目指していきます。 また、「町田市学力向上推進プラン（第4次）」を更に推進していきます。
担当課	指導課			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
保				

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅱ-14	「子育てひろばカレンダー」の発行	子育てひろばカレンダーを月に1回発行し、子育てひろばやおはなし会などの情報発信を行います。	子育てひろばカレンダーによる、おはなし会などの情報発信を引き続き行っていきます。
担当課	子育て推進課			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
保				





基本目標Ⅲ 子どもの読書に関わる人の育成と支援

※ 対象について 乳：乳児 幼：幼児 小：小学生 中：中学生～高校生世代 保：保護者 他：その他_先生や施設職員・市職員・ボランティアなどを含みます。

【学校関係者への研修】

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅲ-1	学校図書館 担当者研修	図書指導員が司書教諭等と連携して円滑に図書館運営が行えるように、蔵書管理、環境整備、学校図書館を活用した学習等、学校図書館を充実させるための研修を行います。また、図書指導員間での情報共有も行っていきます。	学校図書館担当者研修会において、「学校図書館活用の手引き」の周知を行い、手引きに掲載された内容や実践事例を踏まえた研修内容を検討して行います。
担当課	指導課			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
他				

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅲ-2	新任教諭へ の図書館研 修	新任教諭の読書活動に対する知識が深まるように、図書館研修を行います。	今後の授業に役立つように市立小学校・中学校の新任教諭へ、図書館の図書支援サービス等に関する研修を行います。
担当課	指導課			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
他				

【ボランティア支援】

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅲ-3	市民向け絵 本の読み聞 かせ講座	保育園・幼稚園等や小学校、学童保育クラブで読み聞かせを行っている保護者等を対象に、絵本の読み聞かせ講座を行います。 本の選び方や読み聞かせ方の技術向上を目指します。	地域で活動をしている人たちの技術や、意欲の向上につながるような講座を開催し、併せて悩みごとの相談にも応じていきます。 また、講座を開催することで、図書館職員のスキルの向上にもつなげていきます。
担当課	図書館			
町田市教育プラン 24-28	○			
対 象				
保他				

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅲ-4	おはなし会 ボランティア の養成講 座	おはなし会ボランティア養成 講座を開催し、図書館で活躍 するボランティアを新たに育 てます。	おはなし会の実演に加えて、 おはなし会を運営することが できるボランティアを養成し ます。
担当課	図書館			
町田市教育プラン 24-28	○			
対 象				
保他				

【保護者向け講座】

継 続		取 組 名	内 容	今後の方向性
番 号	Ⅲ-5	児童文学講 座	絵本作家や編集者等の講演会 やワークショップを通して、 本や本づくりに携わる人たち と交流し、本に対する理解を 深めるきっかけを作ります。	保護者が絵本への理解をより 深める契機を提供すると同時 に、親子が一緒に参加できる 講座の開催を目指します。
担当課	図書館 (文学館)			
町田市教育プラン 24-28				
対 象				
保他				



コラム

本と出会える場所

市内には学校や保育園・幼稚園等、図書館・文学館以外にも本と出会える場所があります。

子どもが集まる学童保育クラブや、子どもセンター・子どもクラブには、子どもたちが読めるように本があり、おはなし会なども行われています。

公共施設等でも本を借りる・読書ができる場所があります。(玉川学園駅前連絡所の「児童図書室」、成瀬コミュニティセンターにある地域文庫の「かえで文庫」、町田第一中学校の図書室を一般に開放している「ここまちベース」などがあります。)また、個人や団体が地域の施設などで読み聞かせや本の貸出しを行っている地域文庫や、本を通してコミュニケーションをとったり、本をきっかけに人とつながったりする「まちライブラリー」、「きんじよの本棚」などもあります。

市立図書館では、図書館を身近に利用してもらうために移動図書館「そよかぜ号」が、2週間に1回定期的に巡回場所を訪れています。その他にも、イベント会場や保育園・幼稚園等にも訪れて、本に触れるきっかけを提供しています。

そういった本と出会える場所の情報を地図にまとめ、「町田市読書MAP」として作成・配布しています。市立図書館のホームページにも掲載されていますので、ぜひご覧ください。読書体験ができる場所は意外とみなさんの身近にあるかもしれません。

【町田市読書MAP】



【ここまちベース】





< 參考資料 >

関連法など

○子どもの読書活動の推進に関する法律

平成十三年法律第百五十四号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報

告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 基本的施策（第九条—第十七条）
- 第四章 協議の場等（第十八条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

- 2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。
- 3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

（基本理念）

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

（基本計画）

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（地方公共団体の計画）

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等

の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、

国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第1 設置

町田市子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）を効果的に推進するため、町田市子ども読書活動推進計画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

第2 所掌事務

推進会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 計画の進捗状況の検証に関すること。
- (2) 計画の総合調整に関すること。
- (3) 計画の推進に係る情報交換及び連携に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画の推進に関し必要な事項

第3 組織

- 1 推進会議は、委員14人をもって組織する。
- 2 委員は、別表に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は指名する。

第4 委員の任期

- 1 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、4回を限度とする。

第5 委員長等

- 1 推進会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 会議

- 1 推進会議は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 庶務

推進会議の庶務は、教育委員会事務局生涯学習部図書館において処理する。

第8 委任

この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

別表（第3関係）

- 町田市公立小学校長会の代表 1人
町田市公立中学校長会の代表 1人
町田市立小学校の読書活動に携わる保護者 1人

町田市立中学校 PTA 連合会の代表 1人
町田市私立幼稚園協会の代表 1人
町田市法人立保育園協会の代表 1人
図書館又は学校図書館に係るボランティア 2人
町田市立図書館協議会の代表 1人
子ども生活部児童青少年課長
子ども生活部子育て推進課長
教育委員会事務局学校教育部教育総務課長
教育委員会事務局学校教育部指導課長
教育委員会事務局生涯学習部図書館長

○第五次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領

第1 設置

第五次町田市子ども読書活動推進計画（以下「第五次計画」という。）の策定に資するため、第五次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 所掌事務

委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第五次計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

第3 組織

- 1 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長及び委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

委員長 生涯学習部図書館長

委員 子ども生活部児童青少年課長

子ども生活部子育て推進課長

学校教育部教育総務課長

学校教育部指導課長

生涯学習部生涯学習総務課長

生涯学習部生涯学習センター長

生涯学習部図書館市民文学館担当課長

第4 委員長

- 1 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第5 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第6 作業部会

- 1 委員会に作業部会を置く。
- 2 作業部会は、委員会から指示された事項に関し、情報の収集及び分析、施策及び事業の検討等を行う。
- 3 作業部会の構成及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第7 庶務

委員会の庶務は、教育委員会生涯学習部図書館において処理する。

第8 委任

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、2023年7月1日から施行する。
- 2 この要領は、2025年3月31日限り、その効力を失う。
(第四次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領の廃止)
- 3 第四次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要領(2018年9月1日施行)は、廃止する。

委員名簿

○町田市子ども読書活動推進計画推進会議（第25回から第28回会議委員）

【任期 2021年11月1日～2023年10月31日、2023年11月1日～2025年10月31日】

選出区分		名 前	備 考
町田市公立小学校長会の代表	南成瀬小学校	吉成 美紀	
町田市公立中学校長会の代表	木曾中学校	梶野 明信	～2024年3月31日
町田市公立中学校長会の代表	町田第三中学校	大石 眞二	2024年4月1日～
町田市立小学校の読書活動に携わる保護者	町田市公立小学校読書活動に関わる保護者団体の代表	高橋 晃代	2023年11月1日～
町田市立中学校PTA連合会の代表	小山田中学校	保高 浩子	～2024年5月31日
町田市立中学校PTA連合会の代表	木曾中学校	兼子 由美恵	2024年6月1日～
町田市私立幼稚園協会の代表	きそ幼稚園 園長	櫻井 恵美子	
町田市法人立保育園協会の代表	東平ひまわりこども園 園長	吉川 厚子	～2023年10月31日
町田市法人立保育園協会の代表	なごみ保育園 園長	松井 美和	2023年11月1日～
図書館又は学校図書館に係わるボランティア	金森図書館おはなしボランティア、かえで文庫世話人	砂川 とき江	～2023年10月31日
図書館又は学校図書館に係わるボランティア	おはなしポケット	長尾 厚子	2023年11月1日～
図書館又は学校図書館に係わるボランティア	鶴川第三小学校 図書指導員	福田 比呂子	
町田市立図書館協議会の代表		鈴木 真佐世	～2023年10月31日
町田市立図書館協議会の代表		福田 有美子	2023年11月1日～
子ども生活部児童青少年課長		菊地 仁幸	
子ども生活部子育て推進課長		香月 勇人	
学校教育部教育総務課長		高田 正人	
学校教育部指導課長		大山 聡	
生涯学習部図書館長		中嶋 真	

○第五次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会委員

【任期 2023 年 7 月 1 日～2025 年 3 月 31 日】

構 成		名 前	備 考
委員長	図書館長	中嶋 真	
委 員	児童青少年課長	菊地 仁幸	
	子育て推進課長	香月 勇人	
	教育総務課長	高田 正人	
	指導課長	大山 聡	
	生涯学習総務課長	江波戸 恵子	2023 年 7 月 1 日～2024 年 3 月 31 日
	生涯学習総務課長	西久保 陽子	2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日
	生涯学習センター長	西久保 陽子	2023 年 7 月 1 日～2024 年 3 月 31 日
	生涯学習センター長	川瀬 康二	2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日
	図書館市民文学館担当課長	野澤 茂樹	

○第五次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会作業部会員

構 成		名 前	備 考
委員長	図書館長	中嶋 真	
委 員	子ども生活部 児童青少年課学童保育係	栗山 千咲	
	子ども生活部 子育て推進課事業係	櫻井 加代子	
	学校教育部 教育総務課学校運営支援係	山野 景子	
	学校教育部 指導課	安本 典生	
	生涯学習部 生涯学習センター管理係	岡田 勝之	
	生涯学習部図書館 中央図書館サービス係	鷹野 美保子	～2024 年 3 月 31 日
	生涯学習部図書館 中央図書館サービス係	山田 明樹	2024 年 4 月 1 日～
	生涯学習部図書館 さるびあ図書館サービス係	佐藤 澄枝	
	生涯学習部図書館 町田市民文学館	谷口 朋子	

計画策定の検討経過

会議名	開催日	検討内容
第25回町田市子ども読書活動推進計画推進会議	2023年7月18日	「第五次町田市子ども読書活動推進計画の策定」について
第1回第五次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会	2023年8月3日	①第五次町田市子ども読書活動推進計画の策定について ②子どもの読書活動の現状について ③計画体系（骨子）について
第1回第五次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会作業部会	2023年10月2日 (オンライン開催)	①第1回策定委員会の資料と情報共有 ②基本理念・基本目標（計画骨子）について検討
第2回第五次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会作業部会	2023年11月30日 (オンライン開催)	①第五次子ども読書活動推進計画取組一覧について ②計画の成果指標等について ③コラムについて
第2回第五次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会	2023年12月27日	①計画骨子と視点について（案） ②計画の取組について ③計画の成果指標・重点取組について ④コラムについて
第26回町田市子ども読書活動推進計画推進会議	2024年1月30日	「第五次町田市子ども読書活動推進計画」の策定状況について
第3回第五次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会作業部会	2024年3月15日 (オンライン開催)	①計画の章立てについて ②第五次子ども読書活動推進計画取組一覧について ③コラムについて
図書館プランナーミーティング	2024年4月14日	計画についてのヒアリング実施 ～子どもはしたら本を読むようになる？～（P17・18参照）
第3回第五次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会	2024年4月25日	①計画の構成について ②第五次子ども読書活動推進計画取組一覧について ③コラムについて
第4回第五次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会作業部会	2024年6月4日 (オンライン開催)	①第3回策定委員会の情報共有 ②第五次町田市子ども読書活動推進計画案について
第4回第五次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会	2024年7月2日	①第3回策定委員会後の修正点について ②第五次町田市子ども読書活動推進計画案について

第 27 回町田市子ども読書活動推進計画推進会議	2024 年 7 月 17 日	「第五次町田市子ども読書活動推進計画案」について
第 5 回第五次町田市子ども読書活動推進計画策定委員会	2024 年 11 月 21 日 (書面開催)	①第五次町田市子ども読書活動推進計画(案) 市民意見募集実施結果について ②第五次町田市子ども読書活動推進計画(案) について
第 28 回町田市子ども読書活動推進計画推進会議		

第五次町田市子ども読書活動推進計画概要版 (2025年度～2029年度)

1 意義と目的

読書活動について、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(2001年公布・施行)では、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」(一部抜粋)としています。

町田市では、このような子どもの読書活動を総合的・計画的に推進するため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、町田市子ども読書活動推進計画を策定しています。

2 期間・対象

2025年度から2029年度までを計画期間とし、0歳からおおむね18歳までの子どもたちを対象とします。

3 子ども読書の課題

① 不読率の低減

1か月に本を1冊も本を読まない子どもの割合(不読率)を下げ、本を読むことが好きな子どもの割合を上げるための取組が必要です。成長段階に応じた取組や子ども・若者自身がイベントを企画するなど、同世代が興味を持つような取組が重要です。

② 読書環境の整備と機会の確保

子どもがいつでも・どこでも本が読めるような読書環境を整えることや、多様な子どもたちの読書機会の確保が求められています。また、デジタル社会への対応が求められています。

③ 人材の育成・支援

上記のことを行うためにも、読書活動に関わる人材が重要になります。子どもの読書活動を広げ、支えている人々への研修やフォローが大切になります。

4 基本的な考え方

基本理念・基本目標に基づいた取組が実施されます。取組は取組グループごとにまとめて表示します。



基本理念 自ら進んで読書をする子どもを育てる



読書は、読解力・想像力・思考力・表現力等を養い、これからの社会で必要とされる能力を育むのに、最適な手段と考えられます。自ら進んで読書をすることで、「学び続ける力」が身に付き、生涯を通してさまざまなことを学ぶことで、自身のウェルビーイングの向上につながっていきます。

基本目標Ⅰ：子どもが本と出会うきっかけ作り

子どもたちに「読書は楽しい」と感じてもらえるよう、成長段階に応じて子どもの興味を引く取組みなど、本に触れあえるさまざまな機会を提供していきます。

取組グループ	取組番号	町田市教育プラン 24-28 掲載	新規・継続	取組名	担当課	対 象					
						乳児	幼児	小学生	中学生 〜	保護者	その他
おはなし会の実施	1		継続	図書館のおはなし会	図書館	○	○	○		○	
	2		新規	文学館のおはなし会	図書館（文学館）	○	○			○	
	3		継続	学童保育クラブのおはなし会	児童青少年課			○			
	4		継続	子どもセンターのおはなし会	児童青少年課	○	○	○	○	○	
	5		継続	「子育てひろば」のおはなし会	子育て推進課	○	○			○	
ブックトークの実施	6		継続	児童・生徒へのブックトーク	図書館		○	○	○		
ブックリストの作成・配布	7		継続	おすすめブックリスト	図書館	○	○	○	○	○	○
	8		継続	赤ちゃんにおすすめの絵本の紹介	保健予防課	○				○	
子ども読書の周知活動	9	○	継続	図書館のイベント・講座	図書館			○	○		
	10	○	新規	若者の参画イベント	図書館				○		
	11		継続	図書館見学の受け入れ（利用ガイダンス、施設見学）	図書館		○	○	○		
	12	○	新規	移動図書館の出張運行	図書館	○	○	○		○	○
	13	○	継続	文学館のイベント・講座	図書館（文学館）			○	○		
	14	○	新規	絵本、児童文学、漫画を題材にした展覧会	図書館（文学館）	○	○	○	○	○	○
	15		継続	マイ保育園登録時の絵本配布	子育て推進課	○				○	
学校での読書活動	16		継続	各校特色のある読書活動	指導課			○	○		

※中学生～：中学生～高校生世代 その他：先生や施設職員・市職員・ボランティアなどを含みます。

※第四次町田市子ども読書活動推進計画に掲載されていない取組を「新規」、引続き取組む取組を「継続」としています。

基本目標Ⅱ：いつでも身近なところに本がある環境作り

デジタル化への対応や、多様な子どもたちに対して読書ができる環境を提供することが必要です。また、それらの情報発信を行っていきます。

取組グループ	取組番号	町田市教育プラン 24-28 掲載	新規・継続	取組名	担当課	対 象					
						乳児	幼児	小学生	中学生 〜	保護者	その他
本と出会える場所	1		新規	町田第一中学校図書室 ここまちベース	生涯学習センター	○	○	○	○	○	○
	2		新規	玉川学園駅前連絡所 児童図書室	市民課（玉川学園駅前連絡所）	○	○	○		○	
本の充実	3		継続	図書館	図書館	○	○	○	○	○	○
	4		継続	子どもセンター	児童青少年課	○	○	○	○	○	
	5		継続	公立保育園および地域 子育て相談センター	子育て推進課	○	○			○	
学校図書館の充実	6		継続	学校図書館支援貸出	図書館			○	○		○
	7	○	継続	学校図書館の蔵書整備	教育総務課			○	○		
	8		継続	「学校図書館活用の 手引き」の活用	指導課						○
	9	○	新規	学校図書館の運営人材 の確保	指導課						○
	10	○	新規	電子書籍サービスの 活用	指導課			○	○		
情報の発信	11		継続	図書館ホームページ等 での情報発信	図書館			○	○	○	○
	12		新規	「みんなが読める本」 の周知活動	図書館		○	○	○	○	○
	13		継続	「家庭学習推進の手引 き」の提供	指導課					○	
	14		継続	「子育てひろばカレン ダー」の発行	子育て推進課					○	

基本目標Ⅲ：子どもの読書に関わる人の育成と支援

読書環境を支え広めてくれる人たちの育成・支援を行っていきます。また、人材の確保や、スキルアップのための研修などを進めます。

取組グループ	取組番号	町田市教育プラン 24-28 掲載	新規・継続	取組名	担当課	対 象					
						乳児	幼児	小学生	中学生 〜	保護者	その他
学校関係者への研修	1		継続	学校図書館担当者研修	指導課						○
	2		継続	新任教諭への図書館 研修	指導課						○
ボランティア支援	3	○	継続	市民向け絵本の読み聞 かせ講座	図書館					○	○
	4	○	継続	おはなし会ボランティ アの養成講座	図書館					○	○
保護者向け講座	5		継続	児童文学講座	図書館（文学館）					○	○

5 成果指標

基本理念である「自ら進んで読書をする子どもを育てる」を目指すため、成果指標を設定します。読書好きの子どもを増やし、本を読まない子どもの割合を減らすことを目指します。

【本を読むことが好きな子どもの割合】

	小学2年生	小学5年生	小学生平均	中学2年生	中学生平均
2022年度 (令和4年度)	61.4%	40.7%	48.1%	24.4%	27.3%
第五次計画目標値 2028年度 (令和10年度)	67.5%	44.8%	52.9%	26.8%	30.0%

資料：令和4年度 児童及び生徒の読書の状況に関する調査（東京都教育委員会）

【1か月に1冊も本を読まない子どもの割合（不読率）】

	小学2年生	小学5年生	小学生平均	中学2年生	中学生平均
2022年度 (令和4年度)	2.6%	8.1%	7.0%	12.8%	12.9%
第五次計画目標値 2028年度 (令和10年度)	2.3%	7.3%	6.3%	12.0%	11.6%

資料：令和4年度 児童及び生徒の読書の状況に関する調査（東京都教育委員会）

※ここでの本には、教科書、雑誌、漫画、写真だけの写真集、絵だけの絵本や画集は含まない。

6 推進体制

この計画は「町田市子ども読書活動推進計画推進会議」で、取組を確認・点検を行い、その後の子ども読書活動や計画の見直しに活用していきます。

また、最新の子ども読書活動の状況について情報交換を行い、組状況報告書等については、図書館ホームページに公開しています。



計画中の用語について

この計画における用語の定義は以下の通りとします。

【本（書籍・図書）】

「本」には、新聞、雑誌、チラシ、インターネット記事は含まない。

文字のない絵本や、図鑑は「本」に含む。また、媒体は問わず、電子書籍（オーディオブック含む）やマルチメディアデジター、点字、音訳されたものも含むものとする。

【読書】

本（書籍・図書）を読むこと。「読書」には教科書、参考書、マンガは含まない。

読み聞かせも「読書」とする。

第 4 期図書館評価について

1. 図書館評価の経緯

- ・ 2008 年の図書館法改正を契機として、図書館評価に取り組むこととしました。図書館自身が運営の状況を自己点検し、改善するとともに、積極的に情報提供を行うことが努力義務とされています。
- ・ 第 1 期 2009 年度～2013 年度
図書館の運営およびサービスについて評価。5 年間で到達すべき目標の設定、また単年度の取組目標を設定しその達成状況を評価しました。
- ・ 第 2 期 2014 年度～2018 年度
『図書館事業計画』を基に活動指標を選び、当該年度の実績と取組を記入しました。図書館の実態を分かりやすく公表することを目標に、事業活動の評価を行いました。
- ・ 第 3 期 2019 年度～2023 年度
『生涯学習推進計画 2019-2023』の項目を評価対象としました。図書館が取り組みたい項目を具体的に示していて、年度目標も設定していました。

2. 次期図書館評価・外部評価（案）について

ア、外部評価の対象

- ・ 各図書館（直営館 6 館）の事業報告を図書館評価の対象とします。
- ・ 町田市課別・事業別行政評価シートに示された事業の取組状況と成果、指標の実績等を基に評価を行います。

イ、評価の流れ

- ・ 協議会の会議 1 回につき図書館 1 館を対象とします。
資料（行政評価シート、その他必要な補助資料等）は事前に送付します。
当日は当該館（もしくは近隣公共施設）で会議を行います。
会議開催前 30 分から 1 時間程度、希望する協議会委員を対象に館内見学を行います。
会議では、該当館から事業内容等の報告や説明を行います。
各委員からの質問や意見をいただきます。
後日、事務局がまとめたものをメールで確認いただきます。
- ・ 年度ごとにまとめを作成します。

ウ、スケジュール（仮）

協議会の開催を年度 2 回とした場合の予定は以下のとおり。

- 2025 年度：第 21 期第 1 回協議会・外部評価について説明
第 2 回協議会・中央図書館
- 2026 年度：第 3 回協議会・さるびあ図書館
第 4 回協議会・金森図書館
- 2027 年度：第 22 期第 1 回協議会・外部評価について説明
第 2 回協議会・木曾山崎図書館
- 2028 年度：第 3 回協議会・堺図書館
第 4 回協議会・忠生図書館

※参考資料

2023 年度事業別行政評価シート さるびあ図書館事業

町田市ホームページ>市政情報>市の財務状況>町田市の新公会計制度について
>決算>令和 5 年度（2023 年度）課別・事業別行政評価シート前半 人づくり分野

2023年度 事業別行政評価シート

部名	生涯学習部	主管課名	図書館
歳出目名	図書館費	特定事業名	さるびあ図書館事業
事業類型	2:施設運営型		

1.事業概要

事業目的	市民がライフステージに応じ必要となる知識・情報等を「いつでも・どこでも・だれでも」自由に手に入れることができる環境を整備して、市民の知的で心豊かな生活の実現に寄与します。					
基本情報	根拠法令等	2021年度	2022年度	2023年度	施設の名称	町田市立さるびあ図書館
	図書館法、町田市立図書館条例、町田市立図書館条例施行規則	133,109点	132,716点	130,637点	建設年月日	1972年5月22日
	蔵書数	85,567件	90,640件	85,435件		
	予約・リクエスト数	87,674人	88,446人	84,442人	2021年度	2022年度
	貸出者数				2021年度	2022年度
					86.6%	73.2%
					有形固定資産減価償却率	74.6%

2. 2022年度末の総括と2023年度の状況

①「成果および財務の分析」を踏まえた事業の課題

- ◆「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」に掲げた、図書館サービス、資源の再配分、運営体制の確立にかかる取組の展開が必要です。
- ◆図書館協議会での審議を踏まえ、移動図書館巡回場所見直し基本方針に基づき効率的・効果的な運行の検討が必要です。
- ◆学校図書館支援貸出について、アンケート調査やヒアリングから、貸出依頼時に選書などに時間がかかり、利用しにくいとの回答があったため、学校図書館支援に関するサービスの改善に努める必要があります。

②「課題解決・目標達成に向けた今後の取り組み」および取り組み状況

短期的な取り組み(1~2年)		中長期的な取り組み(3~5年)	
◆学校図書館支援貸出が利用しやすいように、「テーマ別貸出セット」を構築し、資料の充実を図ります。◆学校図書館支援に関するアンケート調査の結果から、学校図書館支援貸出に関する改善策を検討していきます。	◆「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」に掲げた、図書館サービス、資源の再配分、運営体制の確立にかかる取組を推進します。	◆学校の関係者との連携を深め、ニーズ等の調査結果を学校図書館支援貸出サービスの改善に活かします。	◆適切な修繕等を行い、施設の安全管理に努めます。◆移動図書館の効率的・効果的な運行の検討を進めます。◆さるびあ図書館と中央図書館の集約方法の決定に向けて、地域との意見交換を進めます。
取組状況 ○	◆学校図書館支援貸出が利用しやすいように、テーマ別貸出セットを購入し資料を充実させました。◆学校図書館支援貸出について、教員の活用が進むように利用方法の研修を行いました。◆移動図書館巡回場所見直し基本方針を策定しました。◆さるびあ図書館と中央図書館の集約方法の決定に向けて、地域との意見交換会を3回実施しました。		

3.事業の成果

①成果指標の目標と実績

成果指標名	単位	区分	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度目標	目標(達成時期)	成果指標の定義
貸出点数	点	目標	392,000	392,000	392,000	392,000	392,000	1年間に貸出した図書資料の延べ点数 (移動図書館2台分を含む、電子書籍は含まない)
		実績	334,077	330,332	310,420		(2024年度)	
来館者数	人	目標	228,000	228,000	228,000	228,000	228,000	1年間に来館した利用者の延べ人数
		実績	131,462	126,860	141,863		(2024年度)	

②成果指標およびその他成果の説明

- ◆貸出点数・来館者数は目標値には至らず、2022年度と比較して貸出点数は減少しましたが来館者数は増加しました。◆移動図書館2台が37か所のサービスステーションを2週間ごとに巡回して、図書館が近隣にない地域の利用者へのサービスを実施しました。◆移動図書館の出張運行を、芹ヶ谷公園多目的広場(せりがや冒険遊び場前)や幼稚園・保育園など58回出向き、貸出や読み聞かせ等を行いました。◆学校図書館支援貸出が利用しやすいように、テーマ別貸出セットを購入し資料を充実させ利用の促進を図りました。

4.財務情報

①行政コスト計算書

(単位:千円)

勘定科目	2021年度	2022年度 A	2023年度 B	差額 B-A	勘定科目	2021年度	2022年度 A	2023年度 B	差額 B-A
人件費	90,293	93,714	96,633	2,919	地方税	0	0	0	0
物件費	23,996	26,283	27,182	899	国庫支出金	0	0	0	0
うち委託料	6,807	6,800	7,098	298	都支支出金	0	1,456	1,654	198
維持補修費	0	1,115	20	△ 1,095	分担金及負担金	0	0	0	0
扶助費	0	0	0	0	使用料及手数料	11	11	11	0
補助費等	12	20	18	△ 2	その他	153	200	225	25
減価償却費	2,067	367	1,806	1,439	行政収入 小計(a)	164	1,667	1,890	223
不納欠損引当金繰入額	0	0	0	0	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	△ 122,332	△ 127,213	△ 136,720	△ 9,507
賞与・退職手当引当金繰入額	6,128	7,381	12,951	5,570	金融収支差額 (d)	0	0	0	0
行政費用 小計 (b)	122,496	128,880	138,610	9,730	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	△ 122,332	△ 127,213	△ 136,720	△ 9,507
特別費用 (g)	7,269	3,612	7,413	3,801	特別収入 (f)	4,515	0	374	374
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	△ 2,754	△ 3,612	△ 7,039	△ 3,427	当期収支差額 (e)+(h)	△ 125,086	△ 130,825	△ 143,759	△ 12,934

②行政コスト計算書の特徴的事項

勘定科目	人件費	物件費
決算額の主な内訳	会計年度任用職員 46,197千円 常勤職員 40,402千円 再任用職員 9,994千円 など	ICタグカラーバーコードシステム使用料 7,611千円 光熱水費 4,854千円 清掃業務外委託料 4,639千円 など
主な増減理由	職員構成の変動などにより、2,919千円増加。	電子書籍サービス費用が368千円増加。 資料受取サービス業務費用が297千円増加。
勘定科目	維持補修費	都支支出金
決算額の主な内訳	電話回線修繕 20千円	子ども・長寿・居場所区市町村包括補助事業補助金 1,654千円
主な増減理由	高圧引込ケーブル更新修繕の完了により、858千円減少。 洗面器給水自動水栓化修繕の完了により、219千円減少。	子ども・長寿・居場所包括補助事業費補助金が198千円増加。

③単位あたりコスト分析

※単位あたりコストは、各年度の「行政費用 小計(b)」を「実績」で割って円単位で算出しています。

指標名	単位	年度	実績	単位あたりコスト	対前年度	単位あたりコストの増減理由
貸出1点あたりコスト	点	2023	310,420	447	57	貸出点数が減少したことなどにより、単位あたりのコストが57円増加しました。
		2022	330,332	390	23	
		2021	344,077	367	△ 127	
床面積1㎡あたりコスト	㎡	2023	1,260	110,008	7,722	人件費が増加したことなどにより、単位あたりのコストが7,722円増加しました。
		2022	1,260	102,286	5,067	
		2021	1,260	97,219	△ 7,242	

④貸借対照表

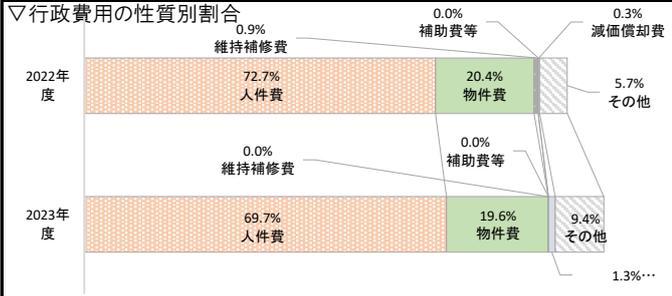
(単位:千円)

勘定科目		2022年度末 A	2023年度末 B	差額 B-A	勘定科目		2022年度末 A	2023年度末 B	差額 B-A	
流動資産	未収金	0	0	0	流動負債		6,051	8,890	2,839	
	不納欠損引当金	0	0	0		還付未済金	0	0	0	
	その他の流動資産	0	0	0		地方債	0	0	0	
固定資産	事業用資産	有形固定資産	117,044	115,238	△ 1,806		賞与引当金	6,051	8,890	2,839
		土地	80,530	80,530	0		その他の流動負債	0	0	0
		建物(取得価額)	130,612	130,612	0	固定負債		40,860	42,317	1,457
		建物減価償却累計額	△ 94,098	△ 95,904	△ 1,806		地方債	0	0	0
		工作物(取得価額)	0	0	0		退職手当引当金	40,860	42,317	1,457
	工作物減価償却累計額	0	0	0		その他の固定負債	0	0	0	
	無形固定資産	0	0	0	負債の部合計		46,911	51,207	4,296	
	インフラ資産	有形固定資産	0	0	0	純資産		287,704	281,031	△ 6,673
		土地	0	0	0					
		工作物(取得価額)	0	0	0					
	工作物減価償却累計額	0	0	0						
	無形固定資産	0	0	0						
	建設仮勘定	0	0	0						
	その他の固定資産	217,571	217,000	△ 571	純資産の部合計		287,704	281,031	△ 6,673	
	資産の部合計	334,615	332,238	△ 2,377	負債及び純資産の部合計		334,615	332,238	△ 2,377	

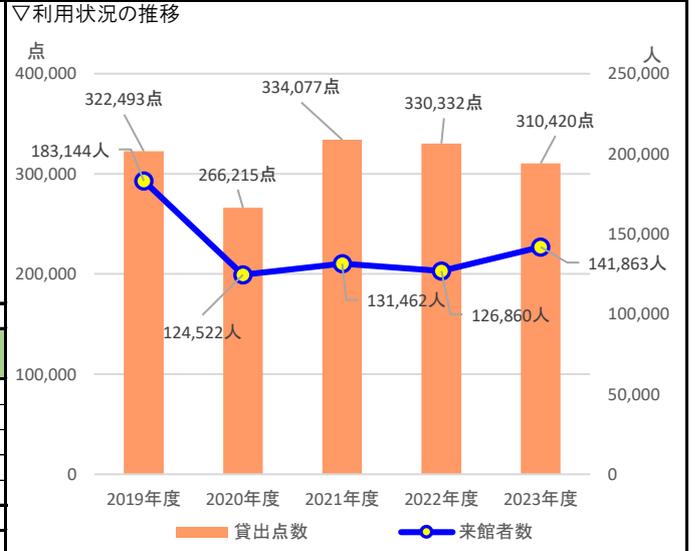
⑤貸借対照表の特徴的事項

勘定科目	土地(事業用資産)	建物(事業用資産)	その他の固定資産
決算額の主な内訳	さるびあ図書館 80,530千円	さるびあ図書館 130,612千円	図書資産 217,000千円
主な増減理由	増減なし	減価償却により1,806千円減少。	購入3,920千円、寄贈2,548千円、除籍△7,413千円などにより、図書資産が571千円減少。

5.財務構造分析



6.個別分析



▽事業に関わる人員

(単位:人)

業務内容	常勤	再任用 (フルタイム)	再任用 (短時間)	会計年度		2023 合計	2022 合計
				(業務)	(補助)		
図書館管理事務	0.7					0.7	0.6
各館庶務事務	1.0	0.1				1.1	0.8
企画運営事務	0.7			0.3		1.0	1.4
資料貸出・閲覧業務	2.6	1.9		11.1	1.2	16.8	17.0
利用援助・普及事業				1.1		1.1	0.8
2023年度 特定事業 合計	5.0	2.0	0.0	12.5	1.2	20.7	20.6
2022年度 特定事業 合計	5.0	2.0	0.0	12.4	1.2	20.6	

7.総括

①財務情報・非財務情報に基づく有効性の分析

◆新型コロナウイルス感染症の状況に応じて読書室の座席を増やしたことなどで、2022年度と比較して来館者数は15,003人増加しました。◆9月の「小山田桜台団地 PLAY DAY」、10月の「子どもたちに大人気 働く車大集合」に移動図書館のイベント運行を行いました。イベント運行2回の合計は延べ数で来場者数107人、貸出者数14人、貸出数40点、お話し会参加者数83人でした。◆学校図書館支援貸出として、小中学校合わせて62校の登録校のうち23校から依頼を受け、資料2,188点を貸出・配本しました。◆学校図書館支援貸出が利用しやすいように、「テーマ別貸出セット」として、「伝統工芸」や「じどうしゃくらべ」などのテーマで合計378点を追加購入しました。

②財務情報・非財務情報に基づく効率性の分析

- ◆人件費は、職員構成の変動などにより2,919千円増加しました。
- ◆物件費は、電子書籍サービス費用や資料受取サービス業務費用などの増加により899千円増加しました。
- ◆維持補修費は、高圧引込ケーブル更新修繕完了などにより、1,095千円減少しました。
- ◆事業に関わる人員は、ほぼ変更ありませんでした。

③2023年度末の成果および財務の分析を踏まえた事業の課題

- ◆「町田市教育プラン24-28」に掲げた、子ども・若者の読書活動の推進、多様な図書館サービスの提供、図書館再編と運営体制の構築などの取組の展開が必要です。◆移動図書館については、移動図書館巡回場所見直し基本方針に基づいて出張運行先の拡大や、定期巡回場所の運行時間等の見直しの検討が必要となります。◆さるびあ図書館と中央図書館の集約方法の決定に向けて、幅広い世代の利用者等との意見交換が必要となります。
- ◆学校図書館支援貸出について、学校図書館と連携し学校のニーズに合わせて改善に努める必要があります。

④課題解決・目標達成に向けた今後の取り組み

短期的な取り組み(1~2年)	中長期的な取り組み(3~5年)
<ul style="list-style-type: none"> ◆学校図書館と連携し、学校図書館支援貸出におけるテーマ別貸出セットの案内を進めていきます。 ◆子どもが本に触れる機会を増やすために、移動図書館の出張運行先の拡大を進めていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「町田市教育プラン24-28」に掲げた、子ども・若者の読書活動の推進、多様な図書館サービスの提供、図書館再編と運営体制の構築などの取組を推進します。◆適切な修繕等を行い、施設の安全管理に努めます。◆移動図書館の効率的・効果的な運行の検討を進めます。◆さるびあ図書館と中央図書館の集約方法の決定に向けて、地域との意見交換を進めます。

図書館からの報告事項

1. 各種計画（町田市5ヵ年計画22-26、公共施設再編計画、アクションプランなど）
に基づく取組み
 - （1）鶴川図書館における図書コミュニティ施設に向けた取組状況について
 - （2）POPコンテスト2024図書館協議会賞の投票について【資料5】
 - （3）図書館休館明けの変更点のお知らせについて【資料6】
 - （4）中央図書館への自動販売機の設置について

POP コンテスト2024 図書館協議会賞用の投票について

「押し本を伝えよう！ひとことPOPコンテスト2024」の第1次審査通過10作品から、図書館協議会賞を決定するため第2次審査をお願いいたします。

別添の「第1次審査通過作品（PDF）」をご確認いただき、上位4作品を選んで下記の表にご記入の上、メールでご提出ください。委員名、作品番号、本のタイトル、選んだポイントについてもひとことお願いします。

締切り：2月18日（火曜日）までに必ず返信

委員名 _____

順位	作品番号	本のタイトル	選んだポイントをひとことお願いします
1			
2			
3			
4			

○1位は4点、2位は3点、3位は2点、4位は1点、として集計させていただきます。

○上位4作品を決定します。（同点の場合は、委員長が順位を決定します。）

○最優秀賞・優秀賞に当たらなかった、最上位の作品を図書館協議会賞とします。

〈問い合わせ先〉

担当：生涯学習部図書館

企画・地域支援係 吉田・野木・廣瀬

TEL：042（728）8220

電子メール：syougaig050@city.machida.tokyo.jp

3月25日(火)から図書館が変わります

資料6

予約・貸出ルールが変わります

★予約資料の取置期間: 9日間 → 8日間

※図書館以外の受取場所も一律8日間に変更となります。

★貸出停止までの期間: 28日間 → 14日間

★マンガの予約を開始(所蔵資料限定)

新しく始まるサービス

★ホームページから利用登録・更新が可能

※マイナンバーカードが必要です。

※在勤・在学での登録・更新はカウンターでの手続きが必要です。

★スマホでの利用券表示

★LINE連携(自動ログイン・資料検索・予約・予約連絡が可能に)

★全館フリーWi-Fiの導入

★全館館内のストリートビュー公開

★さるびあ・金森図書館にセルフ予約棚の導入

終了するサービス

★マイブックリストのメモ機能

★読書記録への未所蔵資料の記録

※現在記録されているものも消えてしまいますので、2月中旬に必要なりストは「一覧をCSVファイルに保存」を押し保存して下さい。

★ハガキによる予約連絡の終了

※一律、「連絡不要」に変更されます。

パスワードが変わります！

★マイページのログインパスワードの変更

※初期パスワードとして、「生年月日(8桁)+利用券番号下4桁」が設定されますので、初回ログイン時に変更が必要です。

その他、詳細は図書館ホームページのお知らせページをご確認ください。

